

食品中の残留農薬等に係る残留基準設定について
部会報告書の概要

○令和8年5月19日開催部会

- ・ 農薬及び動物用医薬品 イミダクロプリド
- ・ 農薬 クロロタロニル
- ・ 農薬 トルフェンピラド
- ・ 農薬 ピリフルキナゾン
- ・ 農薬 ボスカリド

○令和8年7月14日開催部会

- ・ 農薬 クロラントラニリプロール
- ・ 農薬 1,3-ジクロロプロペン
- ・ 農薬 チアジニル
- ・ 農薬 チオベンカルブ
- ・ 農薬 フェナザキン

イミダクロプリド (Imidacloprid)

審議の対象	農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく農薬の再評価に係る食品健康影響評価の結果の通知がなされたこと並びに農林水産省から消費者庁に農薬の再評価に係る連絡がなされたこと及び適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：なんてん(葉)）を受け、また関連企業等から「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づく残留基準の設定要請（こまつな、チンゲンサイ等及び魚類）を受け、残留基準を設定するもの。 令和8年5月19日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬及び動物用医薬品／殺虫剤、寄生虫駆除剤										
我が国の登録・承認状況	農薬：米、小麦等を対象作物に登録されている。 動物用医薬品：全畜産動物を対象動物に承認されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価が行われ、2001年にADI及びARfDが設定されている。国際基準はりんご、バナナ等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてりんご、かんきつ類等に、カナダにおいてにんじん、ラズベリー等に、EUにおいてかんきつ類、ぶどう等に、豪州においてりんご、かんきつ類等に、ニュージーランドにおいてぶどう、レタス等に基準値が設定されている。また、JECFAにおける毒性評価がなされ、2024年にADI及びARfDが設定されている。国際基準は全ての魚類に設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物、はちみつ及び魚類にあつては、イミダクロプリドとし、畜産物にあつては、イミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物とする。ただし、6-クロロピリジル基を有する代謝物はイミダクロプリドの濃度に換算するものとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.057 mg/kg体重/日 ARfD（急性参照用量）：0.077 mg/kg体重										
暴露評価	暴露評価対象物質：農産物及び畜産物にあつては、イミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物とし、魚類にあつては、イミダクロプリドとする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI/ADI (%) ^{注)}</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>20.0</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>33.7</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>15.3</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>23.1</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算法：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量		EDI/ADI (%) ^{注)}	国民全体（1歳以上）	20.0	幼小児（1～6歳）	33.7	妊婦	15.3	高齢者（65歳以上）	23.1
	EDI/ADI (%) ^{注)}										
国民全体（1歳以上）	20.0										
幼小児（1～6歳）	33.7										
妊婦	15.3										
高齢者（65歳以上）	23.1										

	② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出^{注）}したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u> 注）基準値案、暴露評価対象物質の残留濃度から推定される基準値に相当する値、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。

食品名	基準値 案 ppm	基準値* 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米（玄米をいう。）	0.08	1	○			<0.005~0.041 (n=6)
小麦	0.2	0.2	○	0.05 \$		<0.005, 0.028 (¥)
大麦	0.02	0.04		0.05 \$		\$ 1
ライ麦	0.02	0.04		0.05 \$		\$ 1
とうもろこし	0.02	0.05		0.05 \$		\$ 1
そば	0.02	0.04		0.05 \$		\$ 1
その他の穀類	3	3	○	0.05 \$		1.07, 1.30 (¥) (キノア)
大豆	2	3		3 \$	3.5 \$ 米国	【0.027~1.49 (#) (n=21) (米国)】 \$ 9
小豆類	2	3		2 \$	4.0 \$ 米国	【0.126~0.990 (#) (n=9) (米国いんげん)】 \$ 9
えんどう	2	3		2 \$	4.0 \$ 米国	【小豆類参照】
そら豆	2	3		2 \$	4.0 \$ 米国	【小豆類参照】
らっかせい	0.5	0.7		1 \$		\$ 1
その他の豆類	2	3		2 \$	4.0 \$ 米国	【小豆類参照】
ばれいしょ	0.3	0.4	○	0.5 \$		\$ 2
さといも類（やつがしらを含む。）	0.3	0.4	○	0.5 \$		\$ 2
かんしょ	0.3	0.4	○	0.5 \$		\$ 2
やまいも（長いもをいう。）	0.3	0.4	○	0.5 \$		\$ 2
こんにやくいも	0.3	0.4	○	0.5 \$		\$ 2
その他のいも類	0.3	0.4		0.5 \$		\$ 2
てんさい	0.3	0.4	○	0.5 \$		\$ 2
さとうきび		0.04		0.5 \$		
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.3	0.4	○	0.5 \$		\$ 2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	3	4	○	5 \$		\$ 3
かぶ類の根	0.3	0.4	○	0.5 \$		\$ 2
かぶ類の葉	2	3	○		4.0 \$ 米国	【1.40~3.40 (#) (n=5) (米国ビート葉部)】 \$ 10
西洋わさび	0.3	0.4		0.5 \$		\$ 2
クレソン	2	3			3.5 \$ 米国	【2.5, 4.22 (#) (米国ほうれんそう)】 \$ 10
はくさい	2	0.5	○・申・IT		3.5 \$ 米国	【0.05~3.25 (#) (n=13) (米国キャベツ外葉あり)】 \$ 10
キャベツ	2	0.5	○・申・IT	0.5 \$	3.5 \$ 米国	【はくさい参照】
芽キャベツ	2	0.5	○・IT	0.5 \$	3.5 \$ 米国	【はくさい参照】
ケール	0.7	5		5 \$		\$ 15
こまつな	2	5	IT		3.5 \$ 米国	【はくさい参照】
きょうな	5	5	○			1.23, 2.175 (¥) (みずな)
チンゲンサイ	2	5	IT		3.5 \$ 米国	【はくさい参照】
カリフラワー	2	0.4	IT	0.5 \$	3.5 \$ 米国	【はくさい参照】
ブロッコリー	4	5	○	0.5 \$		0.12~1.72 (#) (n=4)
その他のあぶらな科野菜	5	5	○	0.5 \$		0.445, 1.575 (¥) (なばな)
ごぼう	0.3	0.4	○	0.5 \$		\$ 2
サルシフィー	0.3	0.4		0.5 \$		\$ 2
アーティチョーク	2	2			2.5 \$ 米国	【1.008, 1.552, 1.606 (米国)】 \$ 10
チコリ	2	3			4.0 \$ 米国	【かぶ類の葉参照】
エンダイブ	5	5	○			2.21, 2.26 (¥)
しゅんぎく	2	3			3.5 \$ 米国	【クレソン参照】
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	2	3	○	2 \$		0.15 (サラダ菜)、0.2, 0.8 (リーフレタス)
その他のさく科野菜	5	5	○	0.5 \$		0.4, 2.6 (¥) (すいぜんじな)
たまねぎ	0.05	0.07	○	0.1 \$		<0.01, <0.01 (¥)
ねぎ（リーキを含む。）	0.5	0.7	○	0.05 \$		<0.01, 0.15 (根深ねぎ)、0.04, 0.22 (葉ねぎ)
にら	0.7	0.7	○			0.04, <0.205, 0.295
アスパラガス	0.6	0.7	○			<0.05~0.30 (n=4)
わけぎ	2	2	○			0.7, 1.0 (¥)
その他のゆり科野菜	0.2	0.2	○			<0.05, <0.05 (¥) (にら花茎)
にんじん	0.3	0.4	○	0.5 \$		\$ 2
パースニップ	0.3	0.4		0.5 \$		\$ 2
パセリ	3	3	○			1.3, 1.4 (¥)
セロリ	4	4	○	6 \$		\$ 3
みつば	5	5	○			2.50, 2.77 (¥)
その他のせり科野菜	4	4	○	0.5 \$	6.0 \$ 米国	【0.13~5.62 (n=12) (米国セロリ)】 \$ 10

食品名	基準値 案 ppm	基準値* 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
トマト	0.9	2	○	0.5 \$		0.09~0.505 (#) (n=5) (トマト、ミニトマト)
ピーマン	3	3	○	1 \$		0.36~1.435 (#) (n=5)
なす	1	2	○	0.2 \$		0.09~0.565 (#) (n=4)
その他のなす科野菜	4	5	○	1 \$		1.2, 1.5 (ししとう)、1.15, 1.5 (伏見甘長とうがらし)
きゅうり (ガーキンを含む。)	1	1	○	1 \$		0.15, 0.395 (#) (¥)
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.6	1	○	1 \$		\$ 4
しろりり	0.1	1		0.2 \$		\$ 4
すいか		0.5	○			
すいか (果皮を含む。)	0.3		○	0.2 \$		0.06, 0.065 (#) (¥)
メロン類果実		0.2	○			
メロン類果実 (果皮を含む。)	0.7		○	0.2 \$		0.20, 0.24, 0.26 (#)
まくわうり		0.1	○			
まくわうり (果皮を含む。)	0.1		○	0.2 \$		\$ 4
その他のうり科野菜	1	1	○	0.5 \$		0.17, 0.405 (¥) (にがうり)
ほうれんそう	9	15	○			0.86~3.90 (n=6)
オクラ	0.7	0.7	○	1 \$		0.12, 0.21 (¥)
しょうが	0.3	0.3			0.40 \$ 米国	【<0.05~0.28 (#) (n=15) (米国ばれいしょ)】 \$ 11
未成熟えんどう	3	4	○	5 \$		\$ 5
未成熟いんげん	2	3	○	2 \$	4.0 \$ 米国	【小豆類参照】
えだまめ	1	3	○			0.30, 0.405, 0.47
その他の野菜		5	○	0.5 \$		0.4, 1.0 (¥) (モロヘイヤ)
その他の野菜 (アマランサス(茎葉)、なんてん(葉)、食用かえで(葉)及びふだんそうを除く。)	2		○	0.5 \$		
その他の野菜 (食用かえで(葉)及びふだんそうに限る。)	5		○	0.5 \$		2.09, 2.42 (¥) (食用かえで(葉))
その他の野菜 (アマランサス(茎葉)に限る。)	7		○			<0.5, 1.8, 2.9 (アマランサス(茎葉))
その他の野菜 (なんてん(葉)に限る。)	10		○・申			0.32, 5.00 (¥) (なんてん(葉))
みかん		0.3	○			
みかん (外果皮を含む。)	1		○	1 \$		0.245, 0.47 (¥)
なつみかんの果実全体	0.7	0.7	○	1 \$		0.13, 0.225 (¥)
レモン	0.7	0.7	○	1 \$		0.03 (すだち)、0.26 (¥) (かぼす)
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	1	0.7	○	1 \$		(みかん (外果皮を含む。)) 参照
グレープフルーツ	0.7	0.7	○	1 \$		(なつみかんの果実全体参照)
ライム	0.7	0.7	○	1 \$		(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	1	0.7	○	1 \$		(みかん (外果皮を含む。)) 参照
りんご	0.5	0.5	○	0.5 \$		0.11, 0.18 (¥)
日本なし	0.6	0.7	○	1 \$		\$ 5
西洋なし	0.6	0.7	○	1 \$		\$ 5
マルメロ	0.4	0.4			0.6 \$ 米国	【0.16~0.33 (#) (n=6) (米国なし)】 \$ 12
びわ		0.5	○			
びわ (果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	4		○			0.17~2.01 (n=4)
もも		0.5	○			
もも (果皮及び種子を含む。)	1		○	1.5 \$		0.265, 0.365 (#) (¥)
ネクタリン	2	2	○	1.5 \$	3.0 \$ 米国	【0.929~2.544 (#) (n=4) (米国酸味おうとう)、0.243~0.630 (#) (n=8) (米国甘味おうとう)】 \$ 13
あんず (アブリコットを含む。)	2	2	○	1.5 \$	3.0 \$ 米国	【ネクタリン参照】
すもも (プルーンを含む。)	2	2	○	1.5 \$	3.0 \$ 米国	【ネクタリン参照】
うめ	1	0.3	○	1.5 \$		\$ 6
おうとう (チェリーを含む。)	2	2		4 \$		\$ 5
いちご	0.3	0.4	○	0.5 \$		\$ 5
ラズベリー	3	4		5 \$		\$ 4
ブラックベリー	3	4		5 \$		\$ 4
ブルーベリー	3	4		5 \$		\$ 4
クランベリー	0.01	0.04		0.05 \$		\$ 7
ハックルベリー	3	4		5 \$		\$ 4
その他のベリー類果実	3	4		5 \$		\$ 4

食品名	基準値 案 ppm	基準値* 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
ぶどう	3	3	○	1 §		0.208~1.209 (n=4)
かき	1	1	○			0.245, 0.34 (¥)
バナナ	0.04	0.04		0.05 §		§ 6
キウイ	0.2	0.2	○			0.563~6.97 (n=5)
キウイ (果皮を含む。)	15		○			【0.19, 0.22, 0.51 (米国)】 § 12
パパイヤ	0.6	0.7			1.0 § 米国	【パパイヤ参照】
アボカド	0.6	0.7			1.0 § 米国	【0.277, 0.375 (米国)】 § 14
グアバ	0.4	0.7			1.0 § 米国	
マンゴー	1	1	○	0.2 §		0.39, 0.405 (#) (¥)
パッションフルーツ	0.7	0.7	○			0.15, 0.28 (¥)
その他の果実	3	4	○	5 §		§ 4
ひまわりの種子	0.01	0.04		0.05 §		§ 16
ごまの種子	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01 (¥)
べにばなの種子	0.01	0.04		0.05 §		§ 16
綿実	3	4			6.0 § 米国	【0.2~2.51 (#) (n=13) (米国)】 § 9
なたね	0.01	0.04		0.05 §		§ 16
その他のオイルシード	0.02	0.04		0.05 §	0.05 § 米国	【<0.05 (#) (n=6) (米国なたね)】 § 9
ぎんなん	0.05	0.05	○	0.01 §		<0.005, 0.01 (¥)
くり	0.05	0.05	○	0.01 §		<0.01, <0.01 (¥)
ペカン	0.01	0.04		0.01 §		§ 17
アーモンド	0.01	0.04		0.01 §		§ 17
くるみ	0.01	0.04		0.01 §		§ 17
その他のナッツ類	0.01	0.04		0.01 §		§ 17
茶	30	10	○	50 §		§ 18
コーヒード	0.6	0.7		1 §		§ 5
カカオ豆	0.05	0.05			0.05 EU	【0.011~0.037 (n=4) (EU)】
ホップ	3	7		10 §		§ 8
その他のスパイス	5	5	○	5 §		0.98, 2.12 (¥) (温州みかん (果皮))
その他のハーブ	15	15	○	20 §		7.8, 9.6 (¥) (やなぎたで)
牛の筋肉	0.3	0.3		0.1	0.30 米国	【推 : 0.052】
豚の筋肉	0.3	0.3		0.1	0.30 米国	【牛の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.3	0.3		0.1	0.30 米国	【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.3	0.3		0.1	0.30 米国	【推 : 0.030】
豚の脂肪	0.3	0.3		0.1	0.30 米国	【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3	0.3		0.1	0.30 米国	【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.3	0.3		0.3	0.30 米国	【推 : 0.227】
豚の肝臓	0.3	0.3		0.3	0.30 米国	【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3	0.3		0.3	0.30 米国	【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.3	0.3		0.3	0.30 米国	【推 : 0.145】
豚の腎臓	0.3	0.3		0.3	0.30 米国	【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3	0.3		0.3	0.30 米国	【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	0.3	0.3		0.3	0.30 米国	【牛の肝臓参照】
豚の食用部分	0.3	0.3		0.3	0.30 米国	【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3	0.3		0.3	0.30 米国	【牛の肝臓参照】
乳	0.1	0.1		0.1	0.10 米国	【推 : 0.060】
鶏の筋肉	0.02	0.02		0.02		推 : 0.020
その他の家きんの筋肉	0.02	0.02		0.02		(鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	0.02	0.02		0.02		推 : <0.020
その他の家きんの脂肪	0.02	0.02		0.02		(鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.06	0.05		0.05		推 : 0.063
その他の家きんの肝臓	0.06	0.05		0.05		(鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.06	0.05		0.05		(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの腎臓	0.06	0.05		0.05		(鶏の肝臓参照)
鶏の食用部分	0.06	0.05		0.05		(鶏の肝臓、腎臓参照)
その他の家きんの食用部分	0.06	0.05		0.05		(鶏の肝臓、腎臓参照)

食品名	基準値 ppm	基準値* 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.02 0.02	0.02 0.02		0.02 0.02		推：0.023 (鶏の卵参照)
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.6		IT	0.6		
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.6		IT	0.6		
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.6		IT	0.6		
魚介類（その他の魚類に限る。）	0.6		IT	0.6		
はちみつ	0.05					※1
小麦粉（全粒粉を除く。）				0.03 §		※2
小麦ふすま				0.3 §		※2
とうがらし（乾燥させたもの）				10 §		※2

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

斜線:食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分、もしくは加工食品につき基準値を設定しないもの

○:既に、国内において登録等がされているもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するようインポートトレランス申請されたもの

(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

推:推定される残留濃度

※1「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

※2)加工食品である「小麦粉(全粒粉を除く。）」、「小麦ふすま」及び「とうがらし(乾燥させたもの)」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。なお、本物質について、JMPRは小麦粉(全粒粉を除く。)、小麦ふすま及びとうがらし(乾燥させたもの)の加工係数をそれぞれ0.5、3.5及び7と算出した。

*:「基準値現行」の国際基準及び米国基準を参考とする食品については、国内の規制対象は、農産物にあってはイミダクロプリド(親化合物のみ)とされているのに対し、国際基準及び米国基準の規制対象は総イミダクロプリド(イミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物)とされている。これらを踏まえ、植物代謝試験データより各作物の換算係数0.7と算出し、国際基準又は米国基準に換算係数を乗じてそれぞれの基準値を算出した。

§:「参考基準値」の国際基準及び米国基準に係る農産物の規制対象については、国内の規制対象はイミダクロプリド(親化合物のみ)とされているのに対し、総イミダクロプリド(イミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物)とされている。

§1)大麦、ライ麦、とうもろこし、そば及びびらっかせいについては、国内の水稻(玄米)の作物残留試験成績(収穫前日数:21日)より算出した換算係数0.47を国際基準に乗じて基準値を算出した。

§2)ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いものをいう。)、こんにやくいも、その他のいも類、てんさい、だいこん類(ラディッシュを含む)の根、かぶ類の根、西洋わさび、ごぼう、サルシフィー、にんじん及びパースニップについては、国内のばれいしょの作物残留試験成績(収穫前日数:14日)より算出した換算係数0.67を国際基準に乗じて基準値を算出した。

§3)だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉及びセロリについては、国内のほうれんそうの作物残留試験成績(収穫前日数:7日)より算出した換算係数0.61を国際基準に乗じて基準値を算出した。

§4)かぼちゃ(スカッシュを含む。)、しろうり、まくわうり(果皮を含む。)、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、ハuckleベリー、その他のベリー類果実及びその他の果実については、国内のなすの作物残留試験成績(収穫前日数:3日)より算出した換算係数0.63を国際基準に乗じて基準値を算出した。

§5)未成熟えんどう、日本なし、西洋なし、おうとう(チェリーを含む。)、いちご及びコーヒー豆については、JMPRの評価書(2002年)の仁果類の作物残留試験成績(収穫前日数:7日)より算出した換算係数0.59を国際基準に乗じて基準値を算出した。

§6)うめ及びバナナについては、国内のなすの作物残留試験成績(収穫前日数:1日)より算出した換算係数0.82を国際基準に乗じて基準値を算出した。

§7)クランベリーについては、JMPRの評価書(2002年)のピーマンに係る作物残留試験成績(収穫前日数:56日)より算出した換算係数0.2を国際基準に乗じて基準値を算出した。

§8)ホップについては、JMPRの評価書(2002年)の乾燥させたまり花(Cone, kiln-dried(RAC))の作物残留試験成績(収穫前日数:35日)より算出した換算係数0.29を国際基準に乗じて基準値を算出した。

§9)大豆、小豆類、えんどう、そら豆、その他の豆類、未成熟いんげん、綿実及びその他のオイルシードについては、国内の水稻(玄米)の作物残留試験成績(収穫前日数:21日)より算出した換算係数0.47を米国基準に乗じて基準値を算出した。

§10)かぶ類の葉、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、こまつな、チンゲンサイ、カリフラワー、アーティチョーク、チコリ、しゅんぎく及びその他のせり科野菜については、国内のほうれんそうの作物残留試験成績(収穫前日数:7日)より算出した換算係数0.61を米国基準に乗じて基準値を算出した。

§11)しょうがについては、国内のばれいしょの作物残留試験成績(収穫前日数:14日)より算出した換算係数0.67を米国基準に乗じて基準値を算出した。

§12)マルメロ、パパイア及びアボカドについては、JMPRの評価書(2002年)の仁果類に係る作物残留試験成績(収穫前日数:7日)より算出した換算係数0.59を米国基準に乗じて基準値を算出した。

§13)ネクタリン、あんず(アブリコットを含む。)及びすもも(プルーンを含む。)については、国内のなすの作物残留試験成績(収穫前日数:1日)より算出した換算係数0.82を米国基準に乗じて基準値を算出した。

§14)グアバについては、JMPRの評価書(2002年)のオレンジに係る作物残留試験成績(収穫前日数:14日及び15日)より算出した換算係数0.43を米国基準に乗じて基準値を算出した。なお、グアバの作物残留試験成績は同一圃場同一時期で実施されているが、試験で使用されている作物の品種が異なることから独立の圃場とみなされている。

§15)ケールについては、JMPRの評価書(2015年)にイミダクロプリドの作物残留試験成績が記載されているため、換算係数を用いず、イミダクロプリドの残留濃度から基準値を算出した。

§16)ひまわりの種子、べにばなの種子及びなたねについては、JMPRの評価書(2002年)に「なたね(使用方法:種子処理)」のイミダクロプリド及び総イミダクロプリド(イミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物)の残留濃度が、全て定量限界未満又は最高残留濃度(HR)が0.01mg/kgと記載されていること、他の種子処理の作物での残留性も考慮し総合的に0.01で問題ないと判断し、換算係数を用いず、基準値を0.01と算出した。

§17)ペカン、アーモンド、くるみ及びその他のナッツ類については、JMPRの評価書(2008年)に「アーモンド」にイミダクロプリド及び総イミダクロプリド(イミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物)の残留濃度が、全て定量限界未満又は最高残留濃度(HR)が0.01mg/kgと記載されていることから、換算係数を用いず、基準値を0.01と算出した。

§18)茶については、JMPRの評価書(2015年)にイミダクロプリドの作物残留試験成績が記載されているため、換算係数を用いず、イミダクロプリドの残留濃度から基準値を算出した。

イミダクロプリドについては、以下のとおり食品中の農薬及び動物用医薬品の残留基準を設定することが適当である。

イミダクロプリド

今回残留基準を設定する「イミダクロプリド」の規制対象は、農産物、はちみつ及び魚類にあっては、イミダクロプリドとし、畜産物にあっては、イミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物とする。ただし、6-クロロピリジル基を有する代謝物はイミダクロプリドの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.08
小麦	0.2
大麦	0.02
ライ麦	0.02
とうもろこし	0.02
そば	0.02
その他の穀類 ^{注1)}	3
大豆	2
小豆類 ^{注2)}	2
えんどう	2
そら豆	2
らっかせい	0.5
その他の豆類 ^{注3)}	2
ばれいしょ	0.3
さといも類（やつがしらを含む。）	0.3
かんしょ	0.3
やまいも（長いもをいう。）	0.3
こんにゃくいも	0.3
その他のいも類 ^{注4)}	0.3
てんさい	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	3
かぶ類の根	0.3
かぶ類の葉	2
西洋わさび	0.3
クレソン	2
はくさい	2
キャベツ	2
芽キャベツ	2
ケール	0.7
こまつな	2

食品名	残留基準値 ppm
きょうな	5
チンゲンサイ	2
カリフラワー	2
ブロッコリー	4
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	5
ごぼう	0.3
サルシフィー	0.3
アーティチョーク	2
チコリ	2
エンダイブ	5
しゅんぎく	2
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	2
その他のきく科野菜 ^{注6)}	5
たまねぎ	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	0.5
にら	0.7
アスパラガス	0.6
わけぎ	2
その他のゆり科野菜 ^{注7)}	0.2
にんじん	0.3
パースニップ	0.3
パセリ	3
セロリ	4
みつば	5
その他のせり科野菜 ^{注8)}	4
トマト	0.9
ピーマン	3
なす	1
その他のなす科野菜 ^{注9)}	4
きゅうり（ガーキンを含む。）	1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.6
しろうり	0.1
すいか（果皮を含む。）	0.3
メロン類果実（果皮を含む。）	0.7
まくわうり（果皮を含む。）	0.1
その他のうり科野菜 ^{注10)}	1
ほうれんそう	9
オクラ	0.7
しょうが	0.3
未成熟えんどう	3
未成熟いんげん	2

食品名	残留基準値 ppm
えだまめ	1
その他の野菜 ^{注11)} （アマランサス（茎葉）、な んてん（葉）、食用かえで（葉）及びふだんそ うを除く。）	2
その他の野菜（食用かえで（葉）及びふだんそ うに限る。）	5
その他の野菜（アマランサス（茎葉）に限る。）	7
その他の野菜（なんてん（葉）に限る。）	10
みかん（外果皮を含む。）	1
なつみかんの果実全体	0.7
レモン	0.7
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	1
グレープフルーツ	0.7
ライム	0.7
その他のかんきつ類果実 ^{注12)}	1
りんご	0.5
日本なし	0.6
西洋なし	0.6
マルメロ	0.4
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	4
もも（果皮及び種子を含む。）	1
ネクタリン	2
あんず（アプrikottを含む。）	2
すもも（プルーンを含む。）	2
うめ	1
おうとう（チェリーを含む。）	2
いちご	0.3
ラズベリー	3
ブラックベリー	3
ブルーベリー	3
クランベリー	0.01
ハuckleベリー	3
その他のベリー類果実 ^{注13)}	3
ぶどう	3
かき	1
バナナ	0.04
キウイ（果皮を含む。）	15
パパイア	0.6
アボカド	0.6
グアバ	0.4
マンゴー	1
パッションフルーツ	0.7
その他の果実 ^{注14)}	3
ひまわりの種子	0.01

食品名	残留基準値 ppm
ごまの種子	0.05
べにばなの種子	0.01
綿実	3
なたね	0.01
その他のオイルシード ^{注15)}	0.02
ぎんなん	0.05
くり	0.05
ペカン	0.01
アーモンド	0.01
くるみ	0.01
その他のナッツ類 ^{注16)}	0.01
茶	30
コーヒー豆	0.6
カカオ豆	0.05
ホップ	3
その他のスパイス ^{注17)}	5
その他のハーブ ^{注18)}	15
牛の筋肉	0.3
豚の筋肉	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注19)} の筋肉	0.3
牛の脂肪	0.3
豚の脂肪	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3
牛の肝臓	0.3
豚の肝臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3
牛の腎臓	0.3
豚の腎臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3
牛の食用部分 ^{注20)}	0.3
豚の食用部分	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3
乳	0.1
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん ^{注21)} の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.02
その他の家きんの脂肪	0.02
鶏の肝臓	0.06
その他の家きんの肝臓	0.06
鶏の腎臓	0.06
その他の家きんの腎臓	0.06

食品名	残留基準値 ppm
鶏の食用部分	0.06
その他の家きんの食用部分	0.06
鶏の卵	0.02
その他の家きんの卵	0.02
魚介類（さけ目魚類 ^{注22)} に限る。）	0.6
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.6
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.6
魚介類（その他の魚類 ^{注23)} に限る。）	0.6
はちみつ	0.05

- 注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- 注2) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- 注3) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- 注4) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃく以外以外のものをいう。
- 注5) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 注6) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
- 注7) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- 注8) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注9) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 注10) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 注11) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注12) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- 注13) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- 注14) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（ブルーベリーを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- 注15) 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- 注16) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- 注17) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 注18) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 注19) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 注20) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- 注21) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注22) 「さけ目魚類」には、さけ目魚類のほか、にしん目魚類及びきゅうりうお目魚類を含む。

注23) 「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類（にしん目魚類及びきゅうりうお目魚類を含む。）、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。

クロロタロニル (Chlorothalonil)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定																		
経緯	食品中の農薬等のポジティブリスト制度導入時に新たに設定された基準値の見直し等について食品安全委員会において厚生労働大臣からの依頼に伴う食品健康影響評価がなされたこと及び農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：まくわうり、アスパラガス等）を受け、残留基準を設定するもの。 令和8年5月19日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。																		
用途	農薬／殺菌剤																		
我が国の登録状況	農薬：稲、だいず等を対象作物に登録されている。																		
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価が行われ、2009年にADI及びARfDが設定されている。国際基準は大豆、ばれいしょ等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてばれいしょ、カリフラワー等に、カナダにおいてキャベツ、たまねぎ等に、EUにおいて小麦、りんご等に、豪州においてだいこん、ぶどう等に、ニュージーランドにおいてレタス、ネクタリン等に基準値が設定されている。																		
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物及びはちみつにあっては、クロロタロニルとし、畜産物にあっては、代謝物Ⅰ【2,5,6-トリクロロ-4-ヒドロキシイソフタロニトリル】とする。																		
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	クロロタロニル ADI（許容一日摂取量）：0.018 mg/kg体重/日 ARfD（急性参照用量）：0.6 mg/kg体重 代謝物Ⅰ ADI（許容一日摂取量）：0.0083 mg/kg体重/日 ARfD（急性参照用量）：0.025 mg/kg体重																		
暴露評価	暴露評価対象物質：農産物にあっては、クロロタロニル及び代謝物Ⅰとし、畜産物にあっては、代謝物Ⅰとする。 ① 長期暴露評価 長期的な摂取量はクロロタロニル及び代謝物Ⅰについて、いずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。 <table><tr><td></td><td>EDI／ADI（％）注)</td><td>EDI／ADI（％）注)</td></tr><tr><td></td><td>クロロタロニル</td><td>代謝物Ⅰ</td></tr><tr><td>国民全体（1歳以上）</td><td>39.5</td><td>5.6</td></tr><tr><td>幼小児（1～6歳）</td><td>78.5</td><td>17.9</td></tr><tr><td>妊婦</td><td>36.5</td><td>6.4</td></tr><tr><td>高齢者（65歳以上）</td><td>46.4</td><td>5.3</td></tr></table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算式：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量		EDI／ADI（％）注)	EDI／ADI（％）注)		クロロタロニル	代謝物Ⅰ	国民全体（1歳以上）	39.5	5.6	幼小児（1～6歳）	78.5	17.9	妊婦	36.5	6.4	高齢者（65歳以上）	46.4	5.3
	EDI／ADI（％）注)	EDI／ADI（％）注)																	
	クロロタロニル	代謝物Ⅰ																	
国民全体（1歳以上）	39.5	5.6																	
幼小児（1～6歳）	78.5	17.9																	
妊婦	36.5	6.4																	
高齢者（65歳以上）	46.4	5.3																	

	② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出^{注）}したところ、クロロタロニル及び代謝物Ⅰについて、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u> 注）基準値案、暴露評価対象物質の残留濃度から推定される基準値に相当する値、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.1	○			<0.005, <0.01 (¥)
小麦	0.01	0.1	○			<0.01, <0.01(小麦), <0.004 (大麦) (小麦参照) (小麦参照)
大麦	0.01	0.1	○			
ライ麦	0.01	0.1	○			
とうもろこし		0.01				
そば		0.01				
その他の穀類	0.01	0.1	○			
大豆	1	0.2	○	1		
小豆類	1	0.2	○	1		
えんどう	1	0.2		1		
そら豆	1	0.2		1		
らっかせい	0.1	0.05	○	0.1		
その他の豆類	1	0.2		1		
ばれいしょ	0.3	0.2	○	0.3		
さといも類(やつがしらを含む。)	0.3	0.2		0.3		
かんしょ	0.3	0.2		0.3		
やまいも(長いもをいう。)	0.3	0.01	○	0.3		
こんにやくいも	0.3	0.2		0.3		
その他のいも類	0.3	0.2		0.3		
てんさい	0.3	0.2	○	0.3		
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.3	0.1	○	0.3		0.108, 0.810 (¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	2	2	○			
かぶ類の根	0.3	0.02	○	0.3		
かぶ類の葉	0.05	0.05	○			
西洋わさび	1	4		1		
クレソン		4				
はくさい	2	2	○			0.295, 0.518 (＃) (¥) 0.010, 0.562 (¥)
キャベツ	2	2	○			
芽キャベツ	6	5		6		
ケール		4				
こまつな		4				
きょうな	0.03	4	○			
チンゲンサイ		2				0.002, 0.007 (¥)(みずな)
カリフラワー	5	1	○	5		
ブロッコリー	5	5	○	5		
その他のあぶらな科野菜	5	2	○	5		
ごぼう	0.3	4	○	0.3		0.008, <0.01, 0.242 0.285, 0.370(ふき)(¥)
サルシフィー	0.3	4		0.3		
アーティチョーク		4				
チコリ		4				
エンダイブ		4				
しゅんぎく		6				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.7	1	○			
その他のきく科野菜	1	2	○	0.3		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
たまねぎ	2	0.5	○	1.5		※1 ＜0.005～0.022(n=5)(#)※2 1.195,1.890(¥) 0.71, 1.21 (¥)
ねぎ(リーキを含む。)	10	5	○	40		
にんにく	0.04	10	○			
にら		2				
アスパラガス	5	2	○・申	0.01		
わけぎ	3	5	○	1.5		
その他のゆり科野菜	10	2	○	10		
にんじん	0.4	1	○	0.3		0.015～0.163(n=5)※3 ＜0.002, 0.005 (＃)(¥) ※4 0.020, 0.175 (¥)(あしたば)
パースニップ		1				
バセリ		3				
セロリ	20	10	○	20		
みつば	0.01	0.05	○			
その他のせり科野菜	0.5	0.5	○	0.3		
トマト	9	5	○・申	5		2.18,3.10,3.55(ミニトマト) 2.12～4.60 (n=4) 0.445～1.42 (n=4)
ピーマン	10	7	○・申	7		
なす	3	2	○			
その他のなす科野菜	7	2		7		
きゅうり(ガーキンを含む。)	3	5	○	3		0.448, 1.182 (¥) 0.44,1.03,2.66(＃)(かぼちゃ)、 0.48,0.59,1.31(すいか(果 実))、1.64, 2.74, 3.62(メロン (果実)) (かぼちゃ(スカッシュを含む。) 参照) (かぼちゃ(スカッシュを含む。) 参照) 0.375, 0.895 (¥) (かぼちゃ(スカッシュを含む。) 参照)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	7	5	○・申	3		
しろうり	2	5	○	2		
すいか		5	○			
すいか(果皮を含む。)	7		○・申			
メロン類果実		2	○			
メロン類果実(果皮を含む。)	7		○・申	2		
まくわうり		5	○			
まくわうり(果皮を含む。)	2		○・申	2		
その他のうり科野菜	7	5	○・申	2		
ほうれんそう		4				
たけのこ		2				
オクラ	7	6	○	7		＜0.005 (n=4)
しょうが	0.01	0.05	○			
未成熟えんどう		2				
未成熟いんげん		5				
えだまめ		2				
マッシュルーム		1				
しいたけ		5				
その他のきのこ類		5				
その他の野菜	0.7	2	○	50		0.120, 0.240 (＃)(¥)(やまのいも (むかご))※5

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実		0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01				
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ	2 0.2 2 0.5 1	2 0.5 2 1 1	○ ○ ○ ○ ○			0.030, 0.732 (¥) 0.007, 0.046 (¥) 0.708, 0.805 (¥) 0.015, 0.188 (¥)
もも もも(果皮及び種子を含む。) ネクタリン あんず(アブリコットを含む。) すもも(プルーンを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。)	15 15 2 1 2 3	2 25 25 25 5 0.5	○ ○ ○・申 ○ ○ ○	1.5 1.5 1.5 1.5 3		1.96, 4.71, 6.10 (もも参照) 0.040, 0.170, 0.620
いちご ラズベリー ブラックベリー ブルーベリー クランベリー ハuckleベリー その他のベリー類果実	5 15 15 15 20	8 10 10 1 5 7 10		5 15 20		
ぶどう かき	3 2	0.5 1	○ ○	3		0.319, 0.526 (#)(¥) ※6
バナナ キウイ キウイ(果皮を含む。) パパイヤ アボカド パイナップル グアバ マンゴー パッションフルーツ なつめやし	15 50 20 2	0.2 0.2 15 0.01 0.01 0.01 0.5 3 0.1	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	15 20		12.4, 15.7, 18.2 0.44, 0.54(¥)
その他の果実	1	5	○			0.232~0.600 (#)(n=4) (いちじ
ひまわりの種子 ごまの種子 べにばなの種子 綿実 なたね その他のオイルシード		0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
ぎんなん		0.01				
くり		0.01				
ペカン		0.01				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.01				
その他のナッツ類	0.3	0.1		0.3		
茶	10	10	○			1.05～4.81(n=4)(荒茶)※7
コーヒー豆		0.2				
カカオ豆		0.05				
ホップ		0.1				
その他のスパイス	0.3	5		0.3		
その他のハーブ	7	2	○	7		
牛の筋肉	0.02	0.02		0.02		
豚の筋肉	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02		0.02		
牛の脂肪	0.07	0.1		0.07		
豚の脂肪	0.07	0.06		0.07		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.07	0.1		0.07		
牛の肝臓	0.2	0.03		0.2		
豚の肝臓	0.2	0.03		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	0.03		0.2		
牛の腎臓	0.2	0.3		0.2		
豚の腎臓	0.2	0.3		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.3		0.2		
牛の食用部分	0.2	0.03		0.2		
豚の食用部分	0.2	0.03		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	0.03		0.2		
乳	0.07	0.06		0.07		
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01		0.01		
鶏の肝臓	0.07	0.01		0.07		
その他の家きんの肝臓	0.07	0.01		0.07		
鶏の腎臓	0.07	0.01		0.07		
その他の家きんの腎臓	0.07	0.01		0.07		
鶏の食用部分	0.07	0.01		0.07		
その他の家きんの食用部分	0.07	0.01		0.07		
鶏の卵		0.01				
その他の家きんの卵		0.01				
はちみつ	0.05					※8

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
とうがらし(乾燥させたもの)				70		※9

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠: 本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

斜線: 食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分、もしくは加工食品につき基準値を設定しないもの

○: 既に、国内において登録等がされているもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#): 適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥): 基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

農産物についてはクロロタロニルの濃度で、畜産物については代謝物Ⅰの濃度でそれぞれ示している。

※1) リーキについては国際基準が設定されているが、国際基準の設定根拠となった作物残留試験の中央値(STMR)を用いて推計した暴露量が、食品安全委員会が設定したADIを超えることから、ねぎの国際基準から基準値を設定する。

※2) にんにくについては、プロポーショナリティ(proportionality)の原則に基づき、処理濃度の比例性を考慮して換算した。なお、GAPに適合した使用量として、にんにくは82.5%WP剤2000倍散布を基に換算した。

※3) にんじんについては、プロポーショナリティ(proportionality)の原則に基づき、処理濃度の比例性を考慮して換算した。なお、GAPに適合した使用量として、にんじんは53.0%SC750倍散布を基に換算した。

※4) 「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添4「残留性が極めて低い農薬の基準値設定の考え方について」に基づき設定。

※5) チャードについては国際基準が設定されているが、国際基準の設定根拠となった作物残留試験の中央値(STMR)を用いて推計した暴露量が、食品安全委員会が設定したADIを超えることから、やまのいも(むかご)から基準値を設定する。

※6) かきについては、プロポーショナリティ(proportionality)の原則に基づき、処理濃度の比例性を考慮して換算した。なお、GAPに適合した使用量として、かきは72.0%WP1500倍散布を基に換算した。

※7) 茶については、プロポーショナリティ(proportionality)の原則に基づき、処理濃度の比例性を考慮して換算した。なお、GAPに適合した使用量として、茶は40.0%SC700倍散布を基に換算した。

※8) 「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

※9) 加工食品である「とうがらし(乾燥させたもの)」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。なお、本物質について、JMPRIはとうがらしの加工係数を10と算出している。

クロロタロニルについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

クロロタロニル

今回残留基準を設定する「クロロタロニル」の規制対象は、農産物及びはちみつにあってはクロロタロニル、畜産物にあっては代謝物Ⅰ【2,5,6-トリクロロ-4-ヒドロキシイソフタロニトリル】とする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.05
小麦	0.01
大麦	0.01
ライ麦	0.01
その他の穀類 ^{注1)}	0.01
大豆	1
小豆類 ^{注2)}	1
えんどう	1
そら豆	1
らっかせい	0.1
その他の豆類 ^{注3)}	1
ばれいしょ	0.3
さといも類（やつがしらを含む。）	0.3
かんしょ	0.3
やまいも（長いものをいう。）	0.3
こんにゃくいも	0.3
その他のいも類 ^{注4)}	0.3
てんさい	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	2
かぶ類の根	0.3
かぶ類の葉	0.05
西洋わさび	1
はくさい	2
キャベツ	2
芽キャベツ	6
きょうな	0.03
カリフラワー	5

食品名	残留基準値 ppm
ブロッコリー	5
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	5
ごぼう	0.3
サルシフィー	0.3
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	0.7
その他のきく科野菜 ^{注6)}	1
たまねぎ	2
ねぎ（リーキを含む。）	10
にんにく	0.04
アスパラガス	5
わけぎ	3
その他のゆり科野菜 ^{注7)}	10
にんじん	0.4
セロリ	20
みつば	0.01
その他のせり科野菜 ^{注8)}	0.5
トマト	9
ピーマン	10
なす	3
その他のなす科野菜 ^{注9)}	7
きゅうり（ガーキンを含む。）	3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	7
しろうり	2
すいか（果皮を含む。）	7
メロン類果実（果皮を含む。）	7
まくわうり（果皮を含む。）	2
その他のうり科野菜 ^{注10)}	7
オクラ	7
しょうが	0.01
その他の野菜 ^{注11)}	0.7
りんご	2
日本なし	0.2
西洋なし	2
マルメロ	0.5

食品名	残留基準値 ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	15
ネクタリン	15
あんず（アプリコットを含む。）	2
すもも（プルーンを含む。）	1
うめ	2
おうとう（チェリーを含む。）	3
いちご	5
クランベリー	15
その他のベリー類果実 ^{注12)}	20
ぶどう	3
かき	2
バナナ	15
キウイー（果皮を含む。）	50
パパイヤ	20
パッションフルーツ	2
その他の果実 ^{注13)}	1
その他のナッツ類 ^{注14)}	0.3
茶	10
その他のスパイス ^{注15)}	0.3
その他のハーブ ^{注16)}	7
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注17)} の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.07
豚の脂肪	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.07
牛の肝臓	0.2
豚の肝臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2
牛の腎臓	0.2
豚の腎臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2
牛の食用部分 ^{注18)}	0.2
豚の食用部分	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2
乳	0.07

食品名	残留基準値 ppm
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注19)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.07
その他の家きんの肝臓	0.07
鶏の腎臓	0.07
その他の家きんの腎臓	0.07
鶏の食用部分	0.07
その他の家きんの食用部分	0.07
はちみつ	0.05

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注3) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注5) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注7) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注8) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注9) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注10) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注11) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注12) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注13) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注14) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注15) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注16) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注17) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注18) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注19) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

トルフェンピラド (Tolfenpyrad)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：食用ぎく）を受け、残留基準を設定するもの。 令和8年5月19日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺虫・殺ダニ剤										
我が国の登録状況	農薬：ばれいしょ、たまねぎ等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価が行われ、2013年にADI及びARfDが設定された。国際基準はたまねぎ、ばれいしょ及び畜産物等に設定されている。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてかんきつ類、たまねぎ等に、カナダにおいてかんきつ類、たまねぎ等に、豪州においてたまねぎ、オレンジ等に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物及びはちみつにあっては、トルフェンピラドとし、畜産物にあっては、トルフェンピラド、代謝物PT-CA【4-[4-[(4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-イル)カルボニルアミノメチル]フェノキシ]安息香酸】（抱合体を含む。）及び代謝物OH-PT-CA【4-[4-[(4-クロロ-3-(1-ヒドロキシエチル)-1-メチルピラゾール-5-イル)カルボニルアミノメチル]フェノキシ]安息香酸】（アルカリ加水分解により代謝物OH-PT-CAに変換される代謝物を含む。）とする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.0056 mg/kg体重/日 ARfD（急性参照用量）：0.01 mg/kg体重										
暴露評価	暴露評価対象物質：農産物にあっては、トルフェンピラドとし、畜産物にあっては、トルフェンピラド、代謝物PT-CA（抱合体を含む。）及び代謝物OH-PT-CA（アルカリ加水分解により代謝物OH-PT-CAに変換される代謝物を含む。）とする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI／ADI (%) 注)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>28.8</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>58.6</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>22.8</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>36.9</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量		EDI／ADI (%) 注)	国民全体（1歳以上）	28.8	幼小児（1～6歳）	58.6	妊婦	22.8	高齢者（65歳以上）	36.9
	EDI／ADI (%) 注)										
国民全体（1歳以上）	28.8										
幼小児（1～6歳）	58.6										
妊婦	22.8										
高齢者（65歳以上）	36.9										

	② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出^注したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u> 注）基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
ばれいしょ	0.05	0.05	○	0.01		<0.01,<0.01(＃)(¥)
やまいも(長いもをいう。)	0.01	0.01	○			<0.0075,<0.0075,<0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.03	0.03	○			0.005～0.02(＃)(n=10)※1
だいこん類(ラディッシュを含む。)	2	2	○			<0.01～0.94(＃)(n=10)※1
かぶ類の根	0.1	0.2	○			0.03～0.06(n=4)
かぶ類の葉	7	7	○			0.90～2.82(n=4)
はくさい	0.9	1	○			0.10～0.44(n=4)
キャベツ	0.2	0.3	○			0.01～0.12(n=6)
カリフラワー	0.5	0.5	○			0.015,0.145(¥)
ブロッコリー	0.7	0.7	○			0.15,0.27(¥)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	2	2	○			0.0225～0.785(n=4)
その他のきく科野菜	25		申			5.87,16.0(¥)(食用ぎく)
たまねぎ	0.09	0.02	○	0.09		
ねぎ(リーキを含む。)	2	2	○			0.165～0.940(n=6)
にんにく	0.09	0.05	○	0.09		
にら	6	9	○			0.80～3.22(n=4)
アスパラガス	0.7	0.7	○			0.10,0.29(¥)
その他のゆり科野菜	0.1	0.1	○	0.09		0.01,0.02(¥)(らっきょう)
セロリ	4	4	○			0.243～1.50(n=4)
ピーマン	2	2	○	0.5		0.36～0.76(n=4)
その他のなす科野菜	0.5	0.2	○	0.5		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.6	0.7	○			0.115～0.270(＃)(n=5)
すいか(果皮を含む。)	0.7	0.6	○			0.101,0.268(¥)
その他のうり科野菜	0.2	0.2	○			0.03,0.04(¥)(にがうり)
オクラ	0.5			0.5		
未成熟えんどう	2	2	○			0.13,0.76(¥)
みかん(外果皮を含む。)	3	3	○	0.9		0.615～1.275(n=4)(みかん)
なつみかんの果実全体	2	3	○	0.6		0.495,0.930(¥)
レモン	2	3	○	0.9		0.51(ゆず)、0.55(¥)(かぼす)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	3	3	○	0.6		(みかん(外果皮を含む。))参照
グレープフルーツ	2	3	○	0.6		(なつみかんの果実全体参照)
ライム	2	3	○	0.9		(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	3	3	○	0.9		(みかん(外果皮を含む。))参照
日本なし	0.3	0.3	○			0.04～0.12(n=4)
西洋なし	0.3	0.3	○			(日本なし参照)
もも(果皮及び種子を含む。)	5	10	○			0.54,2.38(¥)
ネクタリン	3	5	○			0.745,1.33(¥)
すもも(プルーンを含む。)	1	1	○			0.06,0.38(¥)
いちご	0.1	0.1	○			<0.01,0.02(¥)
ペカン	0.01	0.01		0.01		
茶	30	30	○	30		
その他のスパイス	15	15	○			2.90～5.545(n=4)(みかんの果皮)
牛の筋肉	0.01			0.01		
豚の筋肉	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01			0.01		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
牛の脂肪	0.01			0.01		
豚の脂肪	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01			0.01		
牛の肝臓	0.4			0.4		
豚の肝臓	0.4			0.4		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.4			0.4		
牛の腎臓	0.4			0.4		
豚の腎臓	0.4			0.4		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.4			0.4		
牛の食用部分	0.4			0.4		
豚の食用部分	0.4			0.4		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.4			0.4		
乳	0.01			0.01		
鶏の筋肉	0.01			0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01			0.01		
鶏の脂肪	0.01			0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01			0.01		
鶏の肝臓	0.01			0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01			0.01		
鶏の腎臓	0.01			0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01			0.01		
鶏の食用部分	0.01			0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01			0.01		
鶏の卵	0.01			0.01		
その他の家きんの卵	0.01			0.01		
はちみつ	0.05					※2
とうがらし(乾燥させたもの)				5		※3
食用かんきつ油				80		※3

太枠: 本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

斜線: 食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分、もしくは加工食品につき基準値を設定しないもの

○: 既に、国内において登録等がされているもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#): 適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥): 基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

※1) だいこん類(ラディッシュを含む。)の根及びだいこん類(ラディッシュを含む。)の葉については、プロポーショナリティ(proportionality)の原則に基づき、処理濃度の比例性を考慮して換算した。なお、GAPに適合した使用量として、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根及びだいこん類(ラディッシュを含む。)の葉は15.0% EC 2000倍散布を基に換算した。

※2) 「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

※3) 加工食品である「とうがらし(乾燥させたもの)」及び「食用かんきつ油」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。

なお、本物質について、JMPRIはとうがらし(乾燥させたもの)及び食用かんきつ油の加工係数を、それぞれ10及び83と算出している。

トルフェンピラドについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

トルフェンピラド

今回残留基準を設定する「トルフェンピラド」の規制対象は、農産物及びはちみつにあっては、トルフェンピラドとし、畜産物にあっては、トルフェンピラド、代謝物PT-CA【4-[4-[(4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-イル)カルボニルアミノメチル]フェノキシ]安息香酸】（抱合体を含む。）及び代謝物OH-PT-CA【4-[4-[[4-クロロ-3-(1-ヒドロキシエチル)-1-メチルピラゾール-5-イル]カルボニルアミノメチル]フェノキシ]安息香酸】（アルカリ加水分解により代謝物OH-PT-CAに変換される代謝物を含む。）とする。ただし、代謝物PT-CA（抱合体を含む。）及び代謝物OH-PT-CA（アルカリ加水分解により代謝物OH-PT-CAに変換される代謝物を含む。）は、トルフェンピラドの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
ばれいしょ	0.05
やまいも（長いものをいう。）	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.03
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	2
かぶ類の根	0.1
かぶ類の葉	7
はくさい	0.9
キャベツ	0.2
カリフラワー	0.5
ブロッコリー	0.7
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	2
その他のきく科野菜 ^{注1)}	25
たまねぎ	0.09
ねぎ（リーキを含む。）	2
にんにく	0.09
にら	6
アスパラガス	0.7
その他のゆり科野菜 ^{注2)}	0.1
セロリ	4
ピーマン	2
その他のなす科野菜 ^{注3)}	0.5

食品名	残留基準値 ppm
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.6
すいか（果皮を含む。）	0.7
その他のうり科野菜 ^{注4)}	0.2
オクラ	0.5
未成熟えんどう	2
みかん（外果皮を含む。）	3
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	3
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 ^{注5)}	3
日本なし	0.3
西洋なし	0.3
もも（果皮及び種子を含む。）	5
ネクタリン	3
すもも（プルーンを含む。）	1
いちご	0.1
ペカン	0.01
茶	30
その他のスパイス ^{注6)}	15
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注7)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.4
豚の肝臓	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.4
牛の腎臓	0.4
豚の腎臓	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.4

食品名	残留基準値 ppm
牛の食用部分 ^{注8)}	0.4
豚の食用部分	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.4
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注9)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
はちみつ	0.05

注1) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注2) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注4) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注5) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注6) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注7) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注8) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注9) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ピリフルキナゾン (Pyrifluquinazon)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：ごぼう、ブルーベリー）を受け、残留基準を設定するもの。 令和8年5月19日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺虫剤										
我が国の登録状況	農薬：ばれいしょ、キャベツ等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価が行われ、2019年にADI及びARfDが設定されている。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においておうとう、かんきつ類果実等に、カナダにおいてばれいしょ、りんご等に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ピリフルキナゾンとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.005 mg/kg体重/日 ARfD（急性参照用量）：1 mg/kg体重（一般の集団） ：0.05 mg/kg体重（妊婦又は妊娠している可能性のある女性）										
暴露評価	暴露評価対象物質：ピリフルキナゾン及び代謝物B【1,2,3,4-テトラヒドロ-3-[(3-ピリジルメチル)アミノ]-6-[1,2,2,2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]キナゾリン-2-オン】とする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI／ADI (%) ^{注)}</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>29.6</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>61.9</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>27.2</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>34.1</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算式：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量 ② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出^{注)}したところ、国民全体（1歳以上）、幼小児（1～6歳）及び妊婦又は妊娠している可能性のある女性（14～50歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u> 注）基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成		EDI／ADI (%) ^{注)}	国民全体（1歳以上）	29.6	幼小児（1～6歳）	61.9	妊婦	27.2	高齢者（65歳以上）	34.1
	EDI／ADI (%) ^{注)}										
国民全体（1歳以上）	29.6										
幼小児（1～6歳）	61.9										
妊婦	27.2										
高齢者（65歳以上）	34.1										

	17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
とうもろこし	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)(未成熟とうもろこし)
大豆	0.01	0.01	○			<0.01(n=6)(大豆)<0.01,<0.01(えんどうまめ)
小豆類	0.01	0.05	○			(大豆参照)
えんどう	0.01	0.05	○			(大豆参照)
そら豆	0.01	0.05	○			(大豆参照)
その他の豆類	0.01	0.05	○			(大豆参照)
ばれいしょ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
かんしょ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
やまいも(長いもをいう。)	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
こんにゃくいも	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
てんさい	0.01	0.01	○			<0.01,<0.01,<0.01
はくさい	0.7	0.7	○			0.025,0.225(¥)
キャベツ	0.3	0.3	○			0.01,0.085(¥)
カリフラワー	0.1	0.1	○			0.02,0.02(¥)
ブロッコリー	1	1	○			0.205,0.36(¥)
ごぼう	0.01		申			<0.01,<0.01,<0.01,
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	7	7	○			0.40,2.98(サラダ菜)、 0.08,0.34(リーフレタス)
たまねぎ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
ねぎ(リーキを含む。)	0.7	0.7	○			0.06,0.21(¥)
にら	15	15	○			1.56,2.88,6.66
アスパラガス	0.2	0.2	○			0.01,0.03(¥)
トマト	1	1	○			0.235,0.305(¥)(ミニトマト)
ピーマン	0.7	0.7	○			0.12,0.24(¥)
なす	0.1	0.2	○			0.01~0.065(¥)(n=4)※
その他のなす科野菜	3	3	○			0.91,1.43(¥)(甘長とうがらし)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.07	0.1	○			0.01~0.0375(¥)(n=4)※
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.05	0.05	○			<0.01,0.01(¥)(ズッキーニ)
しろうり	0.3	0.3	○			0.02,0.07(¥)
すいか	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)(果肉)
メロン類果実	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)(果肉)
その他のうり科野菜	0.3	0.3	○			0.02,0.10(¥)(にがうり)
オクラ	0.2	0.2	○			0.02,0.04(¥)
未成熟えんどう	1	1	○			0.28,0.43(¥)(さやえんどう)
未成熟いんげん	0.8	0.8	○			0.015,0.09,0.32(さやいんげん)
えだまめ	0.2	0.2	○			0.04,0.06,0.10
その他の野菜	1	1	○			(未成熟えんどう参照)
みかん(外果皮を含む。)	0.7	1	○			0.222,0.262(¥)
なつみかんの果実全体	1	1	○			0.125,0.39(¥)
レモン	0.7	1	○			(0.15(すだち)、0.29(¥)(かぼす)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	1	○			(みかん(外果皮を含む。))参照
グレープフルーツ	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	0.7	1	○			(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
りんご	0.5	0.5	○			0.03,0.115(¥)
日本なし	0.5	0.7	○			0.13,0.19(¥)(¥)※
西洋なし	0.5	0.7	○			(日本なし参照)
もも(果皮及び種子を含む。)	0.7	1	○			0.238,0.276(¥)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
ネクタリン	0.7	0.7	○			0.10,0.23(¥)
あんず(アブリコットを含む。)	3	3	○			(うめ参照)
すもも(プルーンを含む。)	0.2	0.2	○			0.03,0.04(¥)
うめ	3	3	○			0.285,1.345(¥)
おうとう(チェリーを含む。)	2	2	○			0.37,0.63(¥)
いちご	0.7	1	○			0.28,0.285(¥)
ブルーベリー	0.5		申			0.05,0.18(¥)
ぶどう	2	3	○			0.285,0.955(¥)
かき	0.5	0.5	○			0.085,0.165(¥)
キウイ	0.1	0.1	○			<0.01,0.02(¥)
マンゴー	1	1	○			0.09,0.32(¥)
茶	20	20	○			0.398～8.14(n=4)(荒茶)※
その他のスパイス	3	5	○			1.295,1.365(¥)(みかん果皮)
はちみつ	0.05					※1

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

○:既に、国内において登録等がされているもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

※1)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

※)なす、きゅうり(ガーキンを含む。)、日本なし及び茶については、プロポーショナリティ(proportionality)の原則に基づき、処理濃度の比例性を考慮して換算した。なお、GAPに適合した量として、なす及びきゅうり(ガーキンを含む。)は20.0%WG4000倍散布を基に、日本なしは20.0%WG3000倍散布を基に、茶は20.0%WG2000倍散布を基に換算した。

答申（案）

（別紙2）

ピリフルキナゾンについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

ピリフルキナゾン

今回残留基準を設定する「ピリフルキナゾン」の規制対象は、ピリフルキナゾンとする。

食品名	残留基準値 ppm
とうもろこし	0.05
大豆	0.01
小豆類 ^{注1)}	0.01
えんどう	0.01
そら豆	0.01
その他の豆類 ^{注2)}	0.01
ばれいしょ	0.05
かんしょ	0.05
やまいも（長いものをいう。）	0.05
こんにゃくいも	0.05
てんさい	0.01
はくさい	0.7
キャベツ	0.3
カリフラワー	0.1
ブロッコリー	1
ごぼう	0.01
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	7
たまねぎ	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	0.7
にら	15
アスパラガス	0.2
トマト	1
ピーマン	0.7
なす	0.1
その他のなす科野菜 ^{注3)}	3
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.07
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.05

食品名	残留基準値 ppm
しろうり	0.3
すいか	0.05
メロン類果実	0.05
その他のうり科野菜 ^{注4)}	0.3
オクラ	0.2
未成熟えんどう	1
未成熟いんげん	0.8
えだまめ	0.2
その他の野菜 ^{注5)}	1
みかん（外果皮を含む。）	0.7
なつみかんの果実全体	1
レモン	0.7
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.7
グレープフルーツ	1
ライム	0.7
その他のかんきつ類果実 ^{注6)}	1
りんご	0.5
日本なし	0.5
西洋なし	0.5
もも（果皮及び種子を含む。）	0.7
ネクタリン	0.7
あんず（アプrikottを含む。）	3
すもも（プルーンを含む。）	0.2
うめ	3
おうとう（チェリーを含む。）	2
いちご	0.7
ブルーベリー	0.5
ぶどう	2
かき	0.5
キウイ	0.1
マンゴー	1
茶	20
その他のスパイス ^{注7)}	3

食品名	残留基準値 ppm
はちみつ	0.05

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注4) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注5) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注7) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

ボスカリド (Boscalid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：だいこん）を受け、残留基準を設定するもの。 令和8年5月19日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺菌剤										
我が国の登録状況	農薬：小麦やとうもろこし等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価が行われ、2006年にADIが設定され、ARfDは設定の必要なしとされている。国際基準は大豆、ばれいしょ等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてしょうが、西洋なし等に、カナダにおいて穀類、あぶらな科野菜等に、EUにおいて大豆、ぶどう等に、豪州においてたまねぎ、きゅうり等に、ニュージーランドにおいてりんご、キウィー等に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ボスカリドとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.044 mg/kg体重/日 ARfD（急性参照用量）：3 mg/kg体重										
暴露評価	暴露評価対象物質：農産物にあっては、ボスカリドとし、畜産物にあっては、ボスカリド及び代謝物B【2-クロロ-N-(4'-クロロ-5-ヒドロキシ-ビフェニル-2-イル)ニコチンアミド】（抱合体を含む。）とする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI/ADI (%) ^{注)}</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>38.4</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>74.1</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>34.3</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>44.4</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算式：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量 ② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出^{注)}したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u> 注）基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。		EDI/ADI (%) ^{注)}	国民全体（1歳以上）	38.4	幼小児（1～6歳）	74.1	妊婦	34.3	高齢者（65歳以上）	44.4
	EDI/ADI (%) ^{注)}										
国民全体（1歳以上）	38.4										
幼小児（1～6歳）	74.1										
妊婦	34.3										
高齢者（65歳以上）	44.4										

答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。
------------	--

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
小麦	0.7	0.7	○	0.5	4 EU	0.09,0.235(¥) 【<0.01~1.79(n=10)(EU)】※1
大麦	3	3		0.5		
ライ麦	0.5	0.5		0.5		
とうもろこし	0.1	0.1	○	0.1		
そば	0.1	0.1		0.1		
その他の穀類	0.5	0.5		0.5		
大豆	3	3	○	3		
小豆類	3	3	○	3		
えんどう	3	3	○	3		
そら豆	3	3	○	3		
らっかせい	1	1		1		
その他の豆類	3	3	○	3		
ばれいしょ	2	2		2		
さといも類(やつがしらを含む。)	2	2		2		
かんしょ	2	2		2		
やまいも(長いもをいう。)	2	2		2		
こんにゃくいも	2	2		2		
その他のいも類	2	2		2		
てんさい	2	2		2		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	2	2		2		1.84~24.98(n=6)※2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	50	40	申	40		
かぶ類の根	2	2		2		
かぶ類の葉	40	40		40		
西洋わさび	2	2		2		
クレソン	40	40		40		
はくさい	40	40	○	40		
キャベツ	5	5	○	5		
芽キャベツ	5	5		5		
ケール	40	40		40		
こまつな	40	40		40		
きょうな	40	40		40		
チンゲンサイ	40	40		40		
カリフラワー	5	5	○	5		
ブロッコリー	5	5	○	5		
その他のあぶらな科野菜	40	40	○	40		
ごぼう	2	2		2		0.03~26.0(n=4)(非結球レタス)
サルシフィー	2	2		2		
アーティチョーク	30	30		30		
チコリ	40	40		40		
エンダイブ	40	40	○	40		
しゅんぎく	40	40		40		
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	60	40	○	40		
その他のきく科野菜	40	40	○	40		
たまねぎ	5	5	○	5		
ねぎ(リーキを含む。)	5	5	○	5		
にんにく	5	5	○	5		
にら	5	5		5		
アスパラガス	30	30	○	30		
わけぎ	5	5		5		
その他のゆり科野菜	30	30	○	30		
にんじん	2	2	○	2		
パースニップ	2	2		2		
セロリ	30	30		30		
その他のせり科野菜	5	5		5		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
トマト	5	5	○	3		0.80~2.74 (n=4)
ピーマン	10	10	○	3		1.96,3.11(¥)
なす	3	3	○	3		
その他のなす科野菜	40	40	○	40		
きゅうり(ガーキンを含む。)	5	5	○	3		0.944,1.55(¥)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	3	3	○	3		
しろうり	3	3		3		
すいか		0.2	○			
すいか(果皮を含む。)			○	3		0.40,0.78,1.03 (n=3)
メロン類果実		0.2	○			
メロン類果実(果皮を含む。)			○	3		1.53,2.20,2.32 (n=3)
まくわうり		0.2				
まくわうり(果皮を含む。)				3		(メロン類果実(果皮を含む。)参照)
その他のうり科野菜	40	40	○	40		
ほうれんそう	40	40		40		
たけのこ	30	30		30		
オクラ	3	3		3		
しょうが		0.05		2		
未成熟えんどう	5	5	○	3		1.3,1.8(¥)(さやえんどう)
未成熟いんげん	5	5	○	3		0.97,1.66(¥)(さやいんげん)
えだまめ	3	3		3		
その他の野菜	40	40	○	40		
みかん		1	○			
みかん(外果皮を含む。)			○	2		1.734,2.352,3.201 (n=3)
なつみかんの果実全体	10	10	○	2		2.73,3.01(¥)
レモン	5	10	○	2		2.26(かぼす),2.77(¥)(すだち)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	8	10	○	2		(みかん(外果皮を含む。)参照)
グレープフルーツ	10	10	○	2		(なつみかんの果実全体参照)
ライム	5	10	○	2		(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	10	10	○	2		(なつみかんの果実全体参照)
りんご	2	2	○	2		
日本なし	2	3	○	2		
西洋なし	2	3	○	2		
マルメロ	2	3		2		
びわ		3				
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)				2		
もも		0.2	○			
もも(果皮及び種子を含む。)			○	4		
ネクタリン	4	3	○	4		
あんず(アブリコットを含む。)	4	3	○	4		
すもも(プルーンを含む。)	2	10	○	1.5		
うめ	4	3	○	4		
おうとう(チェリーを含む。)	5	3	○	5		
いちご	15	15	○	3		1.81,6.76(¥)
ラズベリー	10	10		10		
ブラックベリー	10	10		10		
ブルーベリー	10	10		10		
クランベリー	10	10		10		
ハuckleベリー	10	10		10		
その他のベリー類果実	10	10		10		
ぶどう	10	10	○	5		3.28,4.44(¥)
かき		1	○	2		
バナナ	0.6	0.6		0.6		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
キウイー		0.1	○			
キウイー(果皮を含む。)	5		○	5		
マンゴー	2			2		
その他の果実	10	10		10		
ひまわりの種子	1	1		1		
ごまの種子	1	1		1		
べにばなの種子	1	1		1		
綿実	1	1		1		
なたね	4	4		1	3.5 米国	【0.72～2.28(#)(n=4)(米国)】
その他のオイルシード	1	1		1		
ぎんなん	0.05	0.05		0.05		
くり	0.7	0.7		0.05	0.70 米国	【ペカン参照】
ペカン	0.7	0.7		0.05	0.70 米国	【<0.05(n=10)(米国ペカン)、0.02 ～0.2(n=10)(米国アーモンド)】
アーモンド	0.7	0.7		0.05	0.70 米国	【ペカン参照】
くるみ	0.7	0.7		0.05	0.70 米国	【ペカン参照】
その他のナッツ類	1	1		1		
茶	60	60	○	40		20.8,44.8(¥)(荒茶)
コーヒー豆	0.05	0.05		0.05		
ホップ	60	60	○	60		
その他のスパイス	50	40	○	10		9.6,9.8,24.2(#)(みかんの果皮)
その他のハーブ	40	40	○	40		
牛の筋肉	0.7	0.2		0.7		
豚の筋肉	0.7	0.2		0.7		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.7	0.2		0.7		
牛の脂肪	0.7	0.7		0.7		
豚の脂肪	0.7	0.7		0.7		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.7	0.7		0.7		
牛の肝臓	0.2	0.2		0.2		
豚の肝臓	0.2	0.2		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	0.2		0.2		
牛の腎臓	0.2	0.2		0.2		
豚の腎臓	0.2	0.2		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.2		0.2		
牛の食用部分	0.2	0.2		0.2		
豚の食用部分	0.2	0.2		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	0.2		0.2		
乳	0.1	0.1		0.1		
鶏の筋肉	0.02	0.02		0.02		
その他の家きんの筋肉	0.02	0.02		0.02		
鶏の脂肪	0.02	0.02		0.02		
その他の家きんの脂肪	0.02	0.02		0.02		
鶏の肝臓	0.02	0.02		0.02		
その他の家きんの肝臓	0.02	0.02		0.02		
鶏の腎臓	0.02	0.02		0.02		
その他の家きんの腎臓	0.02	0.02		0.02		
鶏の食用部分	0.02	0.02		0.02		
その他の家きんの食用部分	0.02	0.02		0.02		
鶏の卵	0.02	0.02		0.02		
その他の家きんの卵	0.02	0.02		0.02		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
はちみつ	0.05	0.2		10	0.15 米国	※3
落花生油(注1に限る。)						【<0.05～0.05(#)(n=12)(米国らっ かいせい)】
落花生油	0.2					
とうがらし(乾燥させたもの)		10				※4
すもも(乾燥させたもの)						※5
干しぶどう						※6

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

斜線:食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分、もしくは加工食品につき基準値を設定しないもの

○:既に、国内において登録等がされているもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

注1)食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油、落花生サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油

※1現行の基準値は当時のEUの基準値を参照して設定したものであり、現在もEUにおいて基準値が設定されていることを考慮し、現行の基準値を維持することとする。なお、EUにおける大麦の基準値は、4 ppmに変更されている。

※2だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉については、プロポーショナリティ(proportionality)の原則に基づき、処理濃度の比例性を考慮して換算した値を評価に用いた。なお、GAPに適合した使用量として、26.7%WDGの2000倍希釈を基に換算した。

※3「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

※4加工食品である「とうがらし(乾燥させたもの)」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。なお、本物質について、JMPRIはとうがらしの加工係数を10と算出している。

※5加工食品である「すもも(乾燥させたもの)」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。なお、本物質について、JMPRIはすもも(乾燥させたもの)の加工係数を2.8と算出している。

※6加工食品である「干しぶどう」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。なお、本物質について、JMPRIは干しぶどうの加工係数を2.42と算出している。

ボスカリドについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

ボスカリド

今回残留基準を設定する「ボスカリド」の規制対象は、ボスカリドとする。

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.7
大麦	3
ライ麦	0.5
とうもろこし	0.1
そば	0.1
その他の穀類 ^{注1)}	0.5
大豆	3
小豆類 ^{注2)}	3
えんどう	3
そら豆	3
らっかせい	1
その他の豆類 ^{注3)}	3
ばれいしょ	2
さといも類（やつがしらを含む。）	2
かんしょ	2
やまいも（長いものをいう。）	2
こんにゃくいも	2
その他のいも類 ^{注4)}	2
てんさい	2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	50
かぶ類の根	2
かぶ類の葉	40
西洋わさび	2
クレソン	40
はくさい	40
キャベツ	5
芽キャベツ	5
ケール	40
こまつな	40
きょうな	40

食品名	残留基準値 ppm
チンゲンサイ	40
カリフラワー	5
ブロッコリー	5
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	40
ごぼう	2
サルシフィー	2
アーティチョーク	30
チコリ	40
エンダイブ	40
しゅんぎく	40
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	60
その他のきく科野菜 ^{注6)}	40
たまねぎ	5
ねぎ（リーキを含む。）	5
にんにく	5
にら	5
アスパラガス	30
わけぎ	5
その他のゆり科野菜 ^{注7)}	30
にんじん	2
パースニップ	2
セロリ	30
その他のせり科野菜 ^{注8)}	5
トマト	5
ピーマン	10
なす	3
その他のなす科野菜 ^{注9)}	40
きゅうり（ガーキンを含む。）	5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	3
しろうり	3
すいか（果皮を含む。）	3
メロン類果実（果皮を含む。）	6
まくわうり（果皮を含む。）	6
その他のうり科野菜 ^{注10)}	40
ほうれんそう	40
たけのこ	30
オクラ	3

食品名	残留基準値 ppm
しょうが	2
未成熟えんどう	5
未成熟いんげん	5
えだまめ	3
その他の野菜 ^{注11)}	40
みかん（外果皮を含む。）	8
なつみかんの果実全体	10
レモン	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	8
グレープフルーツ	10
ライム	5
その他のかんきつ類果実 ^{注12)}	10
りんご	2
日本なし	2
西洋なし	2
マルメロ	2
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	2
もも（果皮及び種子を含む。）	4
ネクタリン	4
あんず（アプリコットを含む。）	4
すもも（プルーンを含む。）	2
うめ	4
おうとう（チェリーを含む。）	5
いちご	15
ラズベリー	10
ブラックベリー	10
ブルーベリー	10
クランベリー	10
ハックルベリー	10
その他のベリー類果実 ^{注13)}	10
ぶどう	10
かき	2
バナナ	0.6
キウイー（果皮を含む。）	5
マンゴー	2
その他の果実 ^{注14)}	10

食品名	残留基準値 ppm
ひまわりの種子	1
ごまの種子	1
べにばなの種子	1
綿実	1
なたね	4
その他のオイルシード ^{注15)}	1
ぎんなん	0.05
くり	0.7
ペカン	0.7
アーモンド	0.7
くるみ	0.7
その他のナッツ類 ^{注16)}	1
茶	60
コーヒー豆	0.05
ホップ	60
その他のスパイス ^{注17)}	50
その他のハーブ ^{注18)}	40
牛の筋肉	0.7
豚の筋肉	0.7
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注19)} の筋肉	0.7
牛の脂肪	0.7
豚の脂肪	0.7
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.7
牛の肝臓	0.2
豚の肝臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2
牛の腎臓	0.2
豚の腎臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2
牛の食用部分 ^{注20)}	0.2
豚の食用部分	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2
乳	0.1

食品名	残留基準値 ppm
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん ^{注21)} の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.02
その他の家きんの脂肪	0.02
鶏の肝臓	0.02
その他の家きんの肝臓	0.02
鶏の腎臓	0.02
その他の家きんの腎臓	0.02
鶏の食用部分	0.02
その他の家きんの食用部分	0.02
鶏の卵	0.02
その他の家きんの卵	0.02
はちみつ	0.05
落花生油	0.2

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注3) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注5) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注7) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注8) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注9) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注10) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注11) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注12) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注13) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注14) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（ブルーベリーを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注15) 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注16) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注17) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注18) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注19) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注20) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注21) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

クロラントラニリプロール (Chlorantraniliprole)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：レタス類）を受け、残留基準を設定するもの。 令和8年7月14日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺虫剤										
我が国の登録状況	農薬：稲、りんご等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価が行われ、2008年にADIが設定され、ARfDは設定の必要なしとされている。国際基準は穀類、葉菜類等に設定されている。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてりんご、びわ等に、カナダにおいてりんご、あんず等に、EUにおいてりんご、ナッツ類等に、豪州においてぶどう、レタス等に、ニュージーランドにおいてアボカド、ばれいしょ等に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：クロラントラニリプロールとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：1.5 mg/kg体重/日 ARfD（急性参照用量）：設定の必要なし										
暴露評価	暴露評価対象物質：クロラントラニリプロールとする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI／ADI (%) 注)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>1.5</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>2.6</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>1.4</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>1.7</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算法：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量		EDI／ADI (%) 注)	国民全体（1歳以上）	1.5	幼小児（1～6歳）	2.6	妊婦	1.4	高齢者（65歳以上）	1.7
	EDI／ADI (%) 注)										
国民全体（1歳以上）	1.5										
幼小児（1～6歳）	2.6										
妊婦	1.4										
高齢者（65歳以上）	1.7										
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	0.05	○			※1
小麦	6	6		0.02	6.0 米国	【1.91,1.93,1.96(米国大麦)】
大麦	6	6		0.02	6.0 米国	【小麦参照】
ライ麦	6	6		0.02	6.0 米国	【小麦参照】
とうもろこし	0.05	0.6	○	0.02		<0.01,<0.01(¥)
そば	6	6		0.02	6.0 米国	【小麦参照】
その他の穀類	6	6		0.02	6.0 米国	【小麦参照】
大豆	0.2	0.2	○	0.05	0.2 ブラジル	【<0.01~0.0641(＃)(n=4) (ブラジル)】
小豆類	0.7	1	○	0.3	0.7 豪州	【0.32,0.42(豪州緑豆)】
えんどう	0.3	1	○	0.3		
そら豆	0.3	1	○	0.3		
らっかせい	0.06	0.06		0.06		
その他の豆類	0.3	1	○	0.3		
ばれいしょ	0.02	0.02		0.02		
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.05	○	0.02		<0.01,<0.01(¥)
かんしょ	0.02	0.05	○	0.02		
やまいも(長いもをいう。)	0.05	0.05	○	0.02		<0.01,<0.01(¥)
こんにゃくいも	0.02	0.02		0.02		
その他のいも類	0.02	0.02		0.02		
てんさい	0.02	0.02	○	0.02		
さとうきび	14	14	○	0.5	14 米国	【0.69~12.04(n=21) (米国とうもろこし茎葉)】
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.5	0.5	○	0.5		
だいこん類(ラディッシュを含む。)	40	40	○	40		
かぶ類の根	0.2	0.2	○	0.02		0.02,0.03(¥)
かぶ類の葉	20	20	○	20		
西洋わさび	0.02	0.02		0.02		
クレソン	20	20	○	20		
はくさい	20	20	○	20		
キャベツ	4	4	○	2	4.0 米国	【0.033~2.9(n=12) (米国キャベツ外葉あり)】
芽キャベツ	4	4		2	4.0 米国	【キャベツ参照】
ケール	20	20	○	20		
こまつな	20	20	○	20		
きょうな	20	20	○	20		
チンゲンサイ	20	20	○	20		
カリフラワー	4	4	○	2	4.0 米国	【キャベツ参照】
ブロッコリー	4	4	○	2	4.0 米国	【キャベツ参照】
その他のあぶらな科野菜	20	20	○	20		
ごぼう	0.02	0.02		0.02		
サルシフィー	0.02	0.02		0.02		
アーティチョーク	2	2		2		
チコリ	30	20	申	20		(レタス(サラダ菜及びちしやを含む。))参照
エンダイブ	30	20	申	20		(レタス(サラダ菜及びちしやを含む。))参照
しゅんぎく	20	20		20		
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	30	20	○・申	20		5.82,8.63(サラダ菜)、6.98(リーフレタス)
その他のきく科野菜	30	20	○・申	20		(レタス(サラダ菜及びちしやを含む。))参照
ねぎ(リーキを含む。)	3	3	○		3.0 米国	【0.406~1.49(n=5)(米国)】
にら	3	3			3.0 米国	【ねぎ(リーキを含む。))参照】
アスパラガス	0.1	0.1	○			0.02,0.02(¥)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
その他のゆり科野菜	3	3	○		3.0 米国	【ねぎ(リーキを含む。)参照】
にんじん	0.08	0.08	○	0.08		
パースニップ	0.02	0.02		0.02		
パセリ	15	15	○			5.10,7.72(¥)
セロリ	15	15	○	7		(パセリ参照)
みつば	15	15	○			(パセリ参照)
その他のせり科野菜	15	15	○	0.02		(パセリ参照)
トマト	0.6	0.7	○	0.6		
ピーマン	1	1	○	0.6		0.21,0.35(¥)
なす	0.7	0.7	○	0.6		0.05,0.22(¥)
その他のなす科野菜	20	20	○	20		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.3	○	0.3		
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	0.3	○	0.3		
しろり	0.3	0.3		0.3		
すいか		0.1	○			
すいか(果皮を含む。)	0.3		○	0.3		
メロン類果実		0.1	○			
メロン類果実(果皮を含む。)	0.3		○	0.3		
まくわうり		0.1				
まくわうり(果皮を含む。)	0.3			0.3		
その他のうり科野菜	20	20	○	20		
ほうれんそう	20	20	○	20		
オクラ	0.7	0.7	○	0.6		0.15,0.27(¥)
しょうが	0.05	0.05	○			<0.01,0.01(¥)
未成熟えんどう	2	2	○	2		
未成熟いんげん	0.8	2	○	0.8		
えだまめ	0.7	1	○			0.12,0.26(¥)
マッシュルーム	0.6	0.6		0.6		
しいたけ	0.6	0.6		0.6		
その他のきのこ類	0.6	0.6		0.6		
その他の野菜	20	20	○	20		
みかん		0.2				
みかん(外果皮を含む。)	0.7			0.7		
なつみかんの果実全体	0.7	0.7		0.7		
レモン	0.7	0.7		0.7		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	0.7		0.7		
グレープフルーツ	0.7	0.7		0.7		
ライム	0.7	0.7		0.7		
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7		0.7		
りんご	1	1	○	0.4		0.34,0.18(¥)
日本なし	1	1	○	0.4	1.2 米国	【0.010～0.23(n=17)(米国りんご)】
西洋なし	1	1	○	0.4	1.2 米国	【日本なし参照】
マルメロ	1	1		0.4	1.2 米国	【日本なし参照】
びわ		0.4				
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.4			0.4		
もも		0.4	○			
もも(果皮及び種子を含む。)	3		○	1	2.5 米国	【0.056～0.45(n=8)(米国おうとう)】
ネクタリン	3	4	○	1	2.5 米国	【もも(果皮及び種子を含む。)参照】
あんず(アブリコットを含む。)	3	4	○	1	2.5 米国	【もも(果皮及び種子を含む。)参照】
すもも(プルーンを含む。)	3	4	○	1	2.5 米国	【もも(果皮及び種子を含む。)参照】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
うめ	1	1	○	1		
おうとう(チェリーを含む。)	3	1	○	1	2.5	米国
いちご	1	1	○	1		
ラズベリー	2	2		1	1.8	米国
ブラックベリー	2	2		1	1.8	米国
ブルーベリー	3	3		1	2.5	米国
クランベリー	3	3		1	2.5	米国
ハックルベリー	3	3		1	2.5	米国
その他のベリー類果実	3	3	○	1		
ぶどう	1	2	○	1		
かき	0.3	0.3	○			
アボカド	0.5	0.5		0.3	0.5	ニュージーランド
その他の果実	1	1		1		
ひまわりの種子	2	2		2		
ごまの種子	0.3	0.3	○		0.3	米国
べにばなの種子	2	2			2.0	米国
綿実	0.3	0.3		0.3		
なたね	2	2		2		
その他のオイルシード	0.3	0.3			0.3	米国
ぎんなん	0.02	0.02		0.02		
くり	0.02	0.02		0.02		
ペカン	0.02	0.02		0.02		
アーモンド	0.02	0.02		0.02		
くるみ	0.02	0.02		0.02		
その他のナッツ類	0.02	0.02		0.02		
茶	80	50	○	80		
コーヒード	0.4	0.4		0.05	0.4	米国
カカオ豆	0.08	0.08			0.08	米国 ※3
ホップ	40	40		40		
その他のスパイス	90	90			90	米国
その他のハーブ	25	25	○	20		
牛の筋肉	0.2	0.2		0.2		
豚の筋肉	0.2	0.2		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2		0.2		
牛の脂肪	0.3	0.3		0.2	0.3	米国 ※3
豚の脂肪	0.3	0.3		0.2	0.3	米国 ※3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3	0.3		0.2	0.3	米国 ※3
牛の肝臓	0.3	0.3		0.2	0.3	米国 ※3
豚の肝臓	0.3	0.3		0.2	0.3	米国 ※3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3	0.3		0.2	0.3	米国 ※3

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
牛の腎臓	0.2	0.2		0.2		
豚の腎臓	0.2	0.2		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.2		0.2		
牛の食用部分	0.2	0.2		0.2		
豚の食用部分	0.2	0.2		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	0.2		0.2		
乳	0.05	0.05		0.05		
鶏の筋肉	0.02	0.02		0.02		
その他の家きんの筋肉	0.02	0.02		0.02		
鶏の脂肪	0.08	0.08		0.08		
その他の家きんの脂肪	0.08	0.08		0.08		
鶏の肝臓	0.07	0.07		0.07		
その他の家きんの肝臓	0.07	0.07		0.07		
鶏の腎臓	0.07	0.07		0.07		
その他の家きんの腎臓	0.07	0.07		0.07		
鶏の食用部分	0.07	0.07		0.07		
その他の家きんの食用部分	0.07	0.07		0.07		
鶏の卵	0.2	0.2		0.2		
その他の家きんの卵	0.2	0.2		0.2		
魚介類	0.05	0.05				推:0.05
はちみつ	0.05	0.05				※5
とうがらし(乾燥させたもの)				5		※6

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

斜線:食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分、もしくは加工食品につき基準値を設定しないもの

○:既に、国内において登録等がされているもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

推:推定される残留濃度

※1)「米」の基準値について;

国際基準における「Rice」については、「粳米」に対する基準値であり、我が国における「玄米」に相当する食品への基準は設定されていない。ただし、2014年のJMPRIによる評価において、精米への加工係数が0.11、米ぬかへの加工係数が1.7と設定されている。また、米の基準値設定のための試験データから、精米と米ぬかの重量比が88%:12%と算出されたことから、「米(玄米)」の基準値として0.1 ppmを設定することとした。

※2) 現行の基準値はIT(インポートトランス)申請当時の米国分類に基づいた基準値を参照して設定したものであり、現在も米国において基準値が設定されていることを考慮し、現行の基準値を維持することとする。なお、米国におけるごまの種子及びその他のオイルシードが属するオイルシード類subgroup 20Aの基準値は2.0 ppmに変更されている。

※3) 現行の基準値は、IT申請当時の米国の基準値を参照して設定したものであり、現在も米国において基準値が設定されていることを考慮し、現行の基準値を維持することとする。なお、米国における牛の脂肪及び肝臓の基準値は0.5 ppmに変更されている。

※4) カカオ豆の基準値については、外皮を含まないものに適用するものとする。

※5)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和5年3月31日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

※6) 加工食品である「とうがらし(乾燥させたもの)」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。なお、本物質について、JMPRIの評価書はとうがらし(乾燥させたもの)の加工係数を7と算出している。

クロラントラニリプロールについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

クロラントラニリプロール

今回残留基準を設定する「クロラントラニリプロール」の規制対象は、クロラントラニリプロールとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.1
小麦	6
大麦	6
ライ麦	6
とうもろこし	0.05
そば	6
その他の穀類 ^{注1)}	6
大豆	0.2
小豆類 ^{注2)}	0.7
えんどう	0.3
そら豆	0.3
らっかせい	0.06
その他の豆類 ^{注3)}	0.3
ばれいしょ	0.02
さといも類（やつがしらを含む。）	0.05
かんしょ	0.02
やまいも（長いものをいう。）	0.05
こんにやくいも	0.02
その他のいも類 ^{注4)}	0.02
てんさい	0.02
さとうきび	14
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.5
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	40
かぶ類の根	0.2
かぶ類の葉	20
西洋わさび	0.02
クレソン	20
はくさい	20

食品名	残留基準値 ppm
キャベツ	4
芽キャベツ	4
ケール	20
こまつな	20
きょうな	20
チンゲンサイ	20
カリフラワー	4
ブロッコリー	4
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	20
ごぼう	0.02
サルシフィー	0.02
アーティチョーク	2
チコリ	30
エンダイブ	30
しゅんぎく	20
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	30
その他のきく科野菜 ^{注6)}	30
ねぎ（リーキを含む。）	3
にら	3
アスパラガス	0.1
その他のゆり科野菜 ^{注7)}	3
にんじん	0.08
パースニップ	0.02
パセリ	15
セロリ	15
みつば	15
その他のせり科野菜 ^{注8)}	15
トマト	0.6
ピーマン	1
なす	0.7
その他のなす科野菜 ^{注9)}	20
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3
しろうり	0.3
すいか（果皮を含む。）	0.3
メロン類果実（果皮を含む。）	0.3
まくわうり（果皮を含む。）	0.3

食品名	残留基準値 ppm
その他のうり科野菜 ^{注10)}	20
ほうれんそう	20
オクラ	0.7
しょうが	0.05
未成熟えんどう	2
未成熟いんげん	0.8
えだまめ	0.7
マッシュルーム	0.6
しいたけ	0.6
その他のきのこ類 ^{注11)}	0.6
その他の野菜 ^{注12)}	20
みかん（外果皮を含む。）	0.7
なつみかんの果実全体	0.7
レモン	0.7
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.7
グレープフルーツ	0.7
ライム	0.7
その他のかんきつ類果実 ^{注13)}	0.7
りんご	1
日本なし	1
西洋なし	1
マルメロ	1
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.4
もも（果皮及び種子を含む。）	3
ネクタリン	3
あんず（アプリコットを含む。）	3
すもも（プルーンを含む。）	3
うめ	1
おうとう（チェリーを含む。）	3
いちご	1
ラズベリー	2
ブラックベリー	2
ブルーベリー	3
クランベリー	3
ハックルベリー	3
その他のベリー類果実 ^{注14)}	3

食品名	残留基準値 ppm
ぶどう	1
かき	0.3
アボカド	0.5
その他の果実 ^{注15)}	1
ひまわりの種子	2
ごまの種子	0.3
べにばなの種子	2
綿実	0.3
なたね	2
その他のオイルシード ^{注16)}	0.3
ぎんなん	0.02
くり	0.02
ペカン	0.02
アーモンド	0.02
くるみ	0.02
その他のナッツ類 ^{注17)}	0.02
茶	80
コーヒー豆	0.4
カカオ豆	0.08
ホップ	40
その他のスパイス ^{注18)}	90
その他のハーブ ^{注19)}	25
牛の筋肉	0.2
豚の筋肉	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注20)} の筋肉	0.2
牛の脂肪	0.3
豚の脂肪	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3
牛の肝臓	0.3
豚の肝臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3
牛の腎臓	0.2
豚の腎臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2
牛の食用部分 ^{注21)}	0.2
豚の食用部分	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2

食品名	残留基準値 ppm
乳	0.05
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん ^{注22)} の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.08
その他の家きんの脂肪	0.08
鶏の肝臓	0.07
その他の家きんの肝臓	0.07
鶏の腎臓	0.07
その他の家きんの腎臓	0.07
鶏の食用部分	0.07
その他の家きんの食用部分	0.07
鶏の卵	0.2
その他の家きんの卵	0.2
魚介類	0.05
はちみつ	0.05

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注3) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注5) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注7) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注8) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注9) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注10) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注11) 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。

注12) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注13) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注14) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注15) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（ブルーベリーを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注16) 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注17) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注18) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注19) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注20) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注21) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注22) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

1,3-ジクロロプロペン (1,3-Dichloropropene)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく農薬の再評価に係る食品健康影響評価の結果の通知がなされたこと及び農林水産省から消費者庁に農薬の再評価に係る連絡がなされたことから、令和8年7月14日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺虫剤										
我が国の登録状況	農薬：大豆、ばれいしょ等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国及びカナダにおいてぶどうに、EUにおいてにんじん、ばれいしょ等に、ニュージーランドにおいて野菜及び果実に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：1,3-ジクロロプロペン（E体）及び1,3-ジクロロプロペン（Z体）とする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.025 mg/kg体重/日 ARfD（急性参照用量）：0.2 mg/kg体重										
暴露評価	暴露評価対象物質：1,3-ジクロロプロペン（E体）及び1,3-ジクロロプロペン（Z体）とする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI／ADI (%) ^{注)}</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>0.2</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>0.4</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>0.2</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>0.2</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算式：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量 ② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出^{注)}したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u> 注）基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。		EDI／ADI (%) ^{注)}	国民全体（1歳以上）	0.2	幼小児（1～6歳）	0.4	妊婦	0.2	高齢者（65歳以上）	0.2
	EDI／ADI (%) ^{注)}										
国民全体（1歳以上）	0.2										
幼小児（1～6歳）	0.4										
妊婦	0.2										
高齢者（65歳以上）	0.2										

答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。
------------	--

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
大豆	0.01	0.01	○			※1
らっかせい	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002(#)(¥)
ばれいしょ	0.01	0.01	○			※1
さといも類(やつがしらを含む。)	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002(#)(¥)
かんしょ	0.01	0.01	○			※1
やまいも(長いもをいう。)	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002(#)(¥)
こんにゃくいも	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002(#)(¥)
てんさい	0.01	0.01	○			※1
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002(¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.01	0.01	○			(はつかだいこん) <0.002, <0.002(¥) (はつかだいこん)
かぶ類の根	0.01	0.01	○			<0.002(#)(n=4)
かぶ類の葉	0.01	0.01	○			<0.002(#)(n=4)
はくさい	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002, <0.002(#)
キャベツ	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002(#)(¥)
ケール	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002(¥)(こまつな)
こまつな	0.01	0.01	○			(ケール参照)
きょうな	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002(¥)(みずな)
チンゲンサイ	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002(¥)
カリフラワー	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002, <0.002 (ブロッコリー)
ブロッコリー	0.01	0.01	○			(カリフラワー参照)
その他のあぶらな科野菜	0.01	0.01	○			(ケール参照)
ごぼう	0.01	0.01	○			<0.002(#)(n=4)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.01	0.01	○			<0.002, <0.02(#) ※1
その他のきく科野菜	0.01	0.01	○			<0.005, <0.005(もりあざみ) ※1
たまねぎ	0.01	0.01	○			<0.002(#)(n=4)
ねぎ(リーキを含む。)	0.01	0.01	○			<0.011(根深ねぎ), <0.011 (葉ねぎ) ※1
にんにく	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002(#)(¥)
にら	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002(¥)
わけぎ	0.01	0.01	○			(ねぎ(リーキを含む。))参照 ※1
その他のゆり科野菜	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002(#)(¥)(らっきょう)
にんじん	0.01	0.01	○			※1
パセリ	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002(¥)
セロリ	0.01	0.01	○			<0.004, <0.004(#) ※1
みつば	0.01	0.01	○			<0.002, <0.005(#) ※1
その他のせり科野菜	0.01	0.01	○			(セロリ参照) ※1
トマト	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002, <0.002(#)
ピーマン	0.01	0.01	○			<0.002(#)(n=4)
なす	0.01	0.01	○			<0.002(#)(n=4)
その他のなす科野菜	0.01	0.01	○			(ピーマン参照)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.01	0.01	○			<0.002, <0.003, <0.003(#)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.01	0.01	○			<0.002(#)(n=4)
しろり	0.01	0.01	○			<0.002(#)(n=4)
すいか	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002(#)(¥)
メロン類果実	0.01	0.01	○			<0.002(#)(n=4)
まくわうり	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002(#)(¥)
その他のうり科野菜	0.01	0.01	○			<0.003, <0.003(#) (にがうり) ※1

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
ほうれんそう	0.01	0.01	○			<0.002(#)(n=4)
オクラ	0.01	0.01	○			<0.002,<0.002(#)(¥)
しょうが	0.01	0.01	○			<0.002,<0.002(¥)
未成熟えんどう	0.01	0.01	○			<0.002,<0.002(¥)(さやえんどう)
未成熟いんげん	0.01	0.01	○			<0.002,<0.002(¥) (さやいんげん)
えだまめ	0.01	0.01	○			<0.002,<0.002(#)(¥)
その他の野菜	0.01	0.01	○			<0.02,<0.02(うど)※1
いちご	0.01	0.01	○			<0.002,<0.002(#)(¥)
その他のハーブ	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005(#) (しその花穂)※1
はちみつ	0.05					※2
ミネラルウォーター類	0.02	0.02		0.02 ^{注)}		

太枠: 本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

○: 既に、国内において登録等がされているもの

(#): 適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥): 基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

注) WHO飲料水水質ガイドラインのガイドライン値に基づき設定。ガイドライン値とは、WHOにおいて各国の規制当局と給水サービス提供者による飲料水水質の維持・向上を目的に設定されるWHO飲料水水質ガイドラインにおいて、飲料水水質を評価するための基礎となる数値であり、生涯にわたって摂取した場合、摂取者の健康に重大なリスクを起こさない濃度を示す。

※1) 本剤の使用方法は土壌かん注であること、本剤は土壌中で速やかに分解され(分解半減期は約55日)、植物代謝試験において親化合物及び代謝物の残留は10%TRR未満であること、提出されたすべての作物残留試験において残留濃度は定量限界未満であったことから、「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添5「残留性が極めて低い農薬の基準値設定の考え方について」に基づき、基準値案を0.01 ppmと設定した。なお、大豆、ばれいしょ、かんしょ、てんさい及びにんじんについては、試料保存期間中の本剤の安定性が十分に確認されていないことから、作物残留試験成績を示していない。

※2) 「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定した。

1,3-ジクロロプロペンについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

1,3-ジクロロプロペン

今回残留基準を設定する「1,3-ジクロロプロペン」の規制対象は、1,3-ジクロロプロペン（*E*体）及び1,3-ジクロロプロペン（*Z*体）とする。

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.01
らっかせい	0.01
ばれいしょ	0.01
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01
かんしょ	0.01
やまいも（長いものをいう。）	0.01
こんにゃくいも	0.01
てんさい	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.01
かぶ類の根	0.01
かぶ類の葉	0.01
はくさい	0.01
キャベツ	0.01
ケール	0.01
こまつな	0.01
きょうな	0.01
チンゲンサイ	0.01
カリフラワー	0.01
ブロッコリー	0.01
その他のあぶらな科野菜 ^{注1)}	0.01
ごぼう	0.01
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	0.01
その他のきく科野菜 ^{注2)}	0.01
たまねぎ	0.01
ねぎ（リーキを含む。）	0.01
にんにく	0.01
にら	0.01
わけぎ	0.01

食品名	残留基準値 ppm
その他のゆり科野菜 ^{注3)}	0.01
にんじん	0.01
パセリ	0.01
セロリ	0.01
みつば	0.01
その他のせり科野菜 ^{注4)}	0.01
トマト	0.01
ピーマン	0.01
なす	0.01
その他のなす科野菜 ^{注5)}	0.01
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.01
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.01
しろうり	0.01
すいか	0.01
メロン類果実	0.01
まくわうり	0.01
その他のうり科野菜 ^{注6)}	0.01
ほうれんそう	0.01
オクラ	0.01
しょうが	0.01
未成熟えんどう	0.01
未成熟いんげん	0.01
えだまめ	0.01
その他の野菜 ^{注7)}	0.01
いちご	0.01
その他のハーブ ^{注8)}	0.01
はちみつ	0.05
ミネラルウォーター類	0.02

注1) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注2) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注6) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注7) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注8) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

チアジニル (Tiadinil)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく農薬の再評価に係る食品健康影響評価の結果の通知がなされたこと及び農林水産省から消費者庁に農薬の再評価に係る連絡がなされたことから、令和8年7月14日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺菌剤										
我が国の登録状況	農薬：米を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値は設定されていない。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物にあつては、チアジニル、代謝物D【4-メチル-1,2,3-チアジアゾール-5-カルボン酸】及び代謝物E【4-ヒドロキシメチル-1,2,3-チアジアゾール-5-カルボン酸】とし、畜産物にあつては、チアジニル及び代謝物C【2-クロロ-4-(4-メチル-1,2,3-チアジアゾール-5-カルボキシアミド)安息香酸】、魚介類にあつては、チアジニルとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.04 mg/kg体重/日 ARfD（急性参照用量）：1.5 mg/kg体重										
暴露評価	暴露評価対象物質：農産物にあつては、チアジニル、代謝物D及び代謝物Eとし、畜産物にあつては、チアジニル及び代謝物C、魚介類にあつては、チアジニルとする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI/ADI (%)^{注)}</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>2.4</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>4.3</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>1.5</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>2.6</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算式：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量 ② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出^{注)}したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u> 注）基準値案、作物残留試験における中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻		EDI/ADI (%) ^{注)}	国民全体（1歳以上）	2.4	幼小児（1～6歳）	4.3	妊婦	1.5	高齢者（65歳以上）	2.6
	EDI/ADI (%) ^{注)}										
国民全体（1歳以上）	2.4										
幼小児（1～6歳）	4.3										
妊婦	1.5										
高齢者（65歳以上）	2.6										

	度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.9	0.9	○			0.19,0.315,0.345
牛の筋肉	0.02	0.01				推:<0.0190
豚の筋肉	0.01	0.01				推:<0.00002
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.01				(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.04	0.01				推:0.0367
豚の脂肪	0.01	0.01				推:<0.00003
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.04	0.01				(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.04	0.01				推:0.0369
豚の肝臓	0.01	0.01				推:<0.00002
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.04	0.01				(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.08	0.02				推:0.0722
豚の腎臓	0.01	0.01				推:<0.00004
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.08	0.02				(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.08	0.02				(牛の腎臓参照)
豚の食用部分	0.01	0.01				(豚の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.08	0.02				(牛の腎臓参照)
乳	0.03	0.01				推:0.0288
鶏の筋肉	0.01	0.01				推:<0.0005
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01				(鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	0.01	0.01				推:<0.0005
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01				(鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.01	0.01				推:<0.0005
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01				(鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.01	0.01				(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01				(鶏の肝臓参照)
鶏の食用部分	0.01	0.01				(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01				(鶏の肝臓参照)
鶏の卵	0.01	0.01				推:<0.0005
その他の家きんの卵	0.01	0.01				(鶏の卵参照)
魚介類	0.03	0.03				推:0.028

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

○:既に、国内において登録等がされているもの

推:推定される残留濃度

チアジニルについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

チアジニル

今回残留基準を設定する「チアジニル」の規制対象は、農産物にあつては、チアジニル、代謝物D【4-メチル-1, 2, 3-チアジアゾール-5-カルボン酸】及び代謝物E【4-ヒドロキシメチル-1, 2, 3-チアジアゾール-5-カルボン酸】とし、畜産物にあつては、チアジニル及び代謝物C【2-クロロ-4-(4-メチル-1, 2, 3-チアジアゾール-5-カルボキシアミド)安息香酸】とし、魚介類にあつては、チアジニルとする。ただし、代謝物C、代謝物D及び代謝物Eはチアジニルの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.9
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.04
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.04
牛の肝臓	0.04
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.04
牛の腎臓	0.08
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.08
牛の食用部分 ^{注2)}	0.08
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.08
乳	0.03
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注3)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01

食品名	残留基準値 ppm
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
魚介類	0.03

注1) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

チオベンカルブ (Thiobencarb)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく農薬の再評価に係る食品健康影響評価の結果の通知がなされたこと及び農林水産省から消費者庁に農薬の再評価に係る連絡がなされたことを踏まえ、令和8年7月14日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／除草剤										
我が国の登録状況	農薬：稲、小麦等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において米、セロリ等に、豪州において米に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物、はちみつ及び魚介類にあつては、チオベンカルブとし、畜産物にあつては、チオベンカルブ及び代謝物M-15【1-クロロ-4-[(メタンスルホニル)メチル]ベンゼン】とする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.009 mg/kg体重/日 ARfD（急性参照用量）：1 mg/kg体重										
暴露評価	暴露評価対象物質：農産物及び魚介類にあつては、チオベンカルブとし、畜産物にあつては、チオベンカルブ及び代謝物M-15とする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI／ADI (%) 注)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>11.8</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>20.7</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>7.8</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>13.3</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算法：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量 ② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出注）したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u> 注）基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。		EDI／ADI (%) 注)	国民全体（1歳以上）	11.8	幼小児（1～6歳）	20.7	妊婦	7.8	高齢者（65歳以上）	13.3
	EDI／ADI (%) 注)										
国民全体（1歳以上）	11.8										
幼小児（1～6歳）	20.7										
妊婦	7.8										
高齢者（65歳以上）	13.3										

答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。
------------	--

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.03	0.2	○			【<0.03(n=4)(米国)】*
小麦	0.01	0.05	○			<0.01,<0.01(＃)※1
大麦	0.01	0.05	○			<0.01,<0.01(＃)※1
ライ麦	0.01	0.05	○			(小麦及び大麦参照)
とうもろこし	0.01	0.03	○			<0.01,<0.01(未成熟とうもろこし)※1
その他の穀類	0.01	0.05	○			<0.01,<0.01(ハトムギ)※1
大豆	0.01	0.02	○			<0.01,<0.01※1
小豆類	0.01	0.1	○			<0.01,<0.01※1
らっかせい	0.01	0.05	○			<0.01,<0.01※1
ばれいしょ	0.01	0.02	○			<0.01,<0.01※1
さといも類(やつがしらを含む。)	0.01	0.05	○			<0.01,<0.01※1
エンダイブ		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.01	0.2	○			<0.01,<0.01※1
たまねぎ	0.01	0.02	○			<0.01,<0.01※1
ねぎ(リーキを含む。)	0.01	0.02	○			<0.01,<0.01※1
にんじん	0.02	0.02	○			<0.015,<0.015(＃)※1
セロリ		0.2				
えだまめ	0.01	0.03	○			<0.01,<0.01※1
牛の筋肉	0.02	0.01				【推:0.012】
豚の筋肉	0.02	0.01				【牛の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.01				【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.02	0.01				【推:0.012】
豚の脂肪	0.02	0.01				【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.01				【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.02	0.01				【推:0.012】
豚の肝臓	0.02	0.01				【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.01				【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.02	0.01				【推:0.012】
豚の腎臓	0.02	0.01				【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.01				【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	0.02	0.01				【牛の肝臓参照】
豚の食用部分	0.02	0.01				【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.01				【牛の肝臓参照】
乳	0.02	0.01				【推:0.012】
鶏の筋肉	0.07	0.03				【推:0.07】
その他の家きんの筋肉	0.07	0.03				【鶏の筋肉参照】
鶏の脂肪	0.07	0.03				【推:0.07】
その他の家きんの脂肪	0.07	0.03				【鶏の脂肪参照】
鶏の肝臓	0.2	0.03				【推:0.11】
その他の家きんの肝臓	0.2	0.03				【鶏の肝臓参照】
鶏の腎臓	0.2	0.03				【鶏の肝臓参照】
その他の家きんの腎臓	0.2	0.03				【鶏の腎臓参照】
鶏の食用部分	0.2	0.03				【鶏の肝臓参照】
その他の家きんの食用部分	0.2	0.03				【鶏の肝臓参照】

農薬名 チオベンカルブ

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
鶏の卵	0.08	0.03				【推:0.08】
その他の家さんの卵	0.08	0.03				【鶏の卵参照】
魚介類(貝類に限る。)	9	9				推:8.4
魚介類(貝類を除く。)	0.3	0.3				推:0.27
はちみつ	0.05					※2

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値
○:既に、国内において登録等がされているもの
(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績
推:推定される残留濃度
*:米国では粳米で基準値が設定されている。国内の規制対象と分析部位に適合した作物残留試験成績を採用し基準値を設定している。
※1)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添5「残留性が極めて低い農薬の基準値設定の考え方について」に基づきすべての作物残留試験結果が定量下限未満であることから設定。
※2)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

チオベンカルブについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

チオベンカルブ

今回残留基準を設定する「チオベンカルブ」の規制対象は、農産物、はちみつ及び魚介類にあっては、チオベンカルブとし、畜産物にあっては、チオベンカルブ及び代謝物M-15【1-クロロ-4-[(メタンスルホニル)メチル]ベンゼン】とする。ただし、代謝物M-15はチオベンカルブの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.03
小麦	0.01
大麦	0.01
ライ麦	0.01
とうもろこし	0.01
その他の穀類 ^{注1)}	0.01
大豆	0.01
小豆類 ^{注2)}	0.01
らっかせい	0.01
ばれいしょ	0.01
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	0.01
たまねぎ	0.01
ねぎ（リーキを含む。）	0.01
にんじん	0.02
えだまめ	0.01
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注3)} の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.02
豚の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02

食品名	残留基準値 ppm
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02
牛の食用部分 ^{注4)}	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02
乳	0.02
鶏の筋肉	0.07
その他の家きん ^{注5)} の筋肉	0.07
鶏の脂肪	0.07
その他の家きんの脂肪	0.07
鶏の肝臓	0.2
その他の家きんの肝臓	0.2
鶏の腎臓	0.2
その他の家きんの腎臓	0.2
鶏の食用部分	0.2
その他の家きんの食用部分	0.2
鶏の卵	0.08
その他の家きんの卵	0.08
魚介類（貝類に限る。）	9
魚介類（貝類を除く。）	0.3
はちみつ	0.05

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注3) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注4) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注5) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

フェナザキン (Fenazaquin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴う基準値設定の要請（新規：かんきつ、トマト等）及び魚介類への基準値設定の要請を受け、残留基準を設定するもの。 令和8年7月14日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺虫剤、殺菌剤										
我が国の登録状況	農薬：登録されていない。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価が行われ、2017年にADI及びARfDが設定されている。国際基準はおうとう、ホップ（乾燥）等に設定されている。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてアーモンド、かんきつ等に、カナダにおいて核果類、仁果類等に、EUにおいて仁果類、茶等に、豪州においてりんご、トマト等に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物、はちみつ及び魚介類にあっては、フェナザキンとし、畜産物にあっては、フェナザキン及び代謝物M4【2-(4-{2-[(2-ヒドロキシキナゾリン-4-イル)オキシ]エチル}フェニル)-2-メチルプロパン酸】とする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.0046 mg/kg体重/日 ARfD（急性参照用量）：0.1 mg/kg体重										
暴露評価	暴露評価対象物質：農産物及び魚介類にあっては、フェナザキンとし、畜産物にあっては、フェナザキン、代謝物M4及び代謝物M8【キナゾリン-4-オール】とする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI／ADI (%) ^{注)}</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>26.3</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>67.2</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>24.1</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>31.0</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算式：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量 ② 短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出^{注)}したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超		EDI／ADI (%) ^{注)}	国民全体（1歳以上）	26.3	幼小児（1～6歳）	67.2	妊婦	24.1	高齢者（65歳以上）	31.0
	EDI／ADI (%) ^{注)}										
国民全体（1歳以上）	26.3										
幼小児（1～6歳）	67.2										
妊婦	24.1										
高齢者（65歳以上）	31.0										

	<u>えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u> 注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準 (昭和34年厚生省告示第370号) において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
トマト	2		申	0.3		0.23～1.08 (n=6)
ピーマン	4		申	0.3		0.56,1.06,1.78
なす	1		申	0.3		0.15～0.56 (n=6)
その他のなす科野菜	0.3			0.3		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.8	0.3	申	0.3		0.16～0.46 (n=6)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	0.3		0.3		
しろり	0.3	0.3		0.3		
すいか(果皮を含む。)	0.5	0.3	申	0.3		0.08～0.23 (n=6)
メロン類果実(果皮を含む。)	0.5	0.3	申	0.3		0.10,0.16,0.22
まくわうり(果皮を含む。)	0.3	0.3		0.3		
その他のうり科野菜	0.3	0.3		0.3		
未成熟えんどう	0.4	0.4			0.4 米国	【未成熟いんげん参照】
未成熟いんげん	0.4	0.4			0.4 米国	【0.090～0.180(n=6)(米国)】
えだまめ	0.4	0.4			0.4 米国	【未成熟いんげん参照】
その他の野菜	0.4	0.4			0.4 米国	【未成熟いんげん参照】
みかん(外果皮を含む。)	1	0.4	申	0.3		0.30～0.70 (n=6)(みかん(果実))、 0.36(すだち)、0.36, 0.44(かぼす)
なつみかんの果実全体	1	0.4	申	0.3		(みかん(外果皮を含む。))参照
レモン	1	0.4	申	0.3		(みかん(外果皮を含む。))参照
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1	0.4	申	0.4		(みかん(外果皮を含む。))参照
グレープフルーツ	1	0.4	申	0.3		(みかん(外果皮を含む。))参照
ライム	1	0.4	申	0.3		(みかん(外果皮を含む。))参照
その他のかんきつ類果実	1	0.4	申	0.3		(みかん(外果皮を含む。))参照
りんご	0.3			0.3		
もも(果皮及び種子を含む。)	2	2		1.5		
ネクタリン	2	2		1.5		
あんず(アプリコットを含む。)	2	2		1.5		
すもも(プルーンを含む。)	2	2		0.5	2 米国	【0.255～0.914(n=6)(米国おうとう)】
うめ	2	2		1.5		
おうとう(チェリーを含む。)	2	2		2		
いちご	4	2	申	2		0.69,1.08,1.72
ラズベリー	0.7	0.7		0.7		
ブラックベリー	0.7	0.7		0.7		
ブルーベリー	2	2		0.8	2 米国	【0.078～1.17(n=8)(米国いちご)】
クランベリー	2	2		2		
ハックルベリー	0.8	0.8		0.8		
その他のベリー類果実	2	2		0.8	2 米国	【ブルーベリー参照】
ぶどう	0.7	0.7		0.7		
アボカド	0.2	0.2		0.15		
パイナップル	0.2	0.2			0.2 米国	【0.014～0.121(n=8)(米国)】
パッションフルーツ		0.7				
その他の果実	2	2			2 米国	【すもも(プルーンを含む。))参照】
ぎんなん	0.02	0.02		0.02		
くり	0.02	0.02		0.02		
ペカン	0.02	0.02		0.02		
アーモンド	0.02	0.02		0.02		
くるみ	0.02	0.02		0.02		
その他のナッツ類	0.02	0.02		0.02		
茶	9	10			9 EU	【2.76～4.97(n=4)(EU)】
ホップ	30	30		30		
その他のスパイス	8	0.4	申			1.38～3.87 (n=6)(みかん果皮)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.02			0.02		
豚の筋肉	0.02			0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02			0.02		
牛の脂肪	0.02			0.02		
豚の脂肪	0.02			0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02			0.02		
牛の肝臓	0.02			0.02		
豚の肝臓	0.02			0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02			0.02		
牛の腎臓	0.02			0.02		
豚の腎臓	0.02			0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02			0.02		
牛の食用部分	0.02			0.02		
豚の食用部分	0.02			0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02			0.02		
乳	0.02			0.02		
魚介類	0.02		申			推:0.010
はちみつ	0.05					※1
とうがらし(乾燥させたもの)				3		※2
すもも(乾燥させたもの)				3		※2
干しぶどう				1.5		※2

太枠: 本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

斜線: 食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分、もしくは加工食品につき基準値を設定しないもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

推: 推定される残留濃度

※1) 「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日 農薬・動物用医薬品部会の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」)に基づき設定。

※2) 加工食品である「とうがらし(乾燥させたもの)」、「すもも(乾燥させたもの)」及び「干しぶどう」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。なお、本物質について、JMPRはとうがらし、すもも及び干しぶどうの加工係数をそれぞれ10、4.8及び3と算出している。

フェナザキンについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

フェナザキン

今回残留基準を設定する「フェナザキン」の規制対象は、農産物、はちみつ及び魚介類にあつては、フェナザキンとし、畜産物にあつては、フェナザキン及び代謝物M4【2-(4-{2-[(2-ヒドロキシキナゾリン-4-イル)オキシ]エチル}フェニル)-2-メチルプロパン酸】とする。ただし、代謝物M4はフェナザキンの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
トマト	2
ピーマン	4
なす	1
その他のなす科野菜 ^{注1)}	0.3
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.8
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3
しろうり	0.3
すいか（果皮を含む。）	0.5
メロン類果実（果皮を含む。）	0.5
まくわうり（果皮を含む。）	0.3
その他のうり科野菜 ^{注2)}	0.3
未成熟えんどう	0.4
未成熟いんげん	0.4
えだまめ	0.4
その他の野菜 ^{注3)}	0.4
みかん（外果皮を含む。）	1
なつみかんの果実全体	1
レモン	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	1
グレープフルーツ	1
ライム	1
その他のかんきつ類果実 ^{注4)}	1
りんご	0.3

食品名	残留基準値 ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	2
ネクタリン	2
あんず（アプリコットを含む。）	2
すもも（プルーンを含む。）	2
うめ	2
おうとう（チェリーを含む。）	2
いちご	4
ラズベリー	0.7
ブラックベリー	0.7
ブルーベリー	2
クランベリー	2
ハックルベリー	0.8
その他のベリー類果実 ^{注5)}	2
ぶどう	0.7
アボカド	0.2
パイナップル	0.2
その他の果実 ^{注6)}	2
ぎんなん	0.02
くり	0.02
ペカン	0.02
アーモンド	0.02
くるみ	0.02
その他のナッツ類 ^{注7)}	0.02
茶	9
ホップ	30
その他のスパイス ^{注8)}	8

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注9)} の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.02
豚の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02
牛の食用部分 ^{注10)}	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02
乳	0.02
魚介類	0.02
はちみつ	0.05

注1) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注2) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注3) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注5) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注6) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（ブルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注7) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注8) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注9) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注10) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。